

むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン

ユニバーサルデザインから始めるまちづくり



青森県むつ市
令和8年（2026年）3月

目次

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 目次 | 1 |
| はじめに | 2 |
| 第1章 むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン策定の目的 | 6 |
| 第2章 むつ市ユニバーサルデザイン推進プランの位置づけ | 7 |
| 第3章 むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン対象区域 | 8 |
| 第4章 計画期間 | 9 |
| 第5章 国の方針、考え方等について | 10 |
| 第6章 関係計画 | 15 |
| 第7章 ガイドライン等 | 26 |
| 第8章 ユニバーサルデザインに関する法令、基準等 | 31 |
| 第9章 むつ市の現況 | 39 |
| 第10章 関係団体の声 | 56 |
| 第11章 ユニバーサルデザインの推進に関する課題 | 60 |
| 第12章 ユニバーサルデザイン推進の基本理念及び基本目標 | 61 |
| 第13章 ユニバーサルデザイン推進基本方針 | 62 |
| 第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン） | 64 |

むつ市ユニバーサルデザイン推進プランにおける「障害」の表記について

1. 前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しております。

2. 以下の場合は、「障害」と表記しております。

- (1) 法令、条例、要綱等（以下「法令等」といいます。）の名称で漢字表記されている場合
- (2) 法令等で定められている用語、制度、事業等の名称で漢字表記が使用されている場合
- (3) 団体名、機関名、施設名等の名称で漢字表記が使用されている場合
- (4) 人や人の状態を表さない場合
- (5) 医学用語等の専門用語として漢字表示が適当な場合

はじめに

はじめに

「バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進が加速しています」

Ⅰ 経緯

国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しており、必要な法令の制定、改正、制度の創出が進められています。

本市では、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進について、地域福祉計画を始めとする、各福祉計画において、その方針が示されています。

また、これまで、青森県福祉のまちづくり条例（平成 10 年 10 月青森県条例第 46 号）に基づく建築物のバリアフリー化や、むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例（平成 25 年 3 月むつ市条例第 5 号）に基づく都市公園のバリアフリー化を進めてきましたが、個別の具体計画においては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの方針が明確化されていない状況も見受けられます。

このことから、持続可能な開発目標（SDGs）における「誰一人取り残さない」とした観点も踏まえ、本市のまちづくりにおける基本的な方針として、バリアフリーも含めたユニバーサルデザインをベースとし、すべての人が自由に活動できるまちづくりを推進するユニバーサル社会の実現を目指します。

ユニバーサルデザインに関する経緯は次のとおりです。

| 年 | 概 要 |
|---------|--|
| 平成 6 年 | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」制定 |
| 平成 10 年 | 「青森県福祉のまちづくり条例」制定 |
| 平成 12 年 | 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」制定 |
| 平成 18 年 | ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（以下「バリアフリー法」といいます。）」制定（ハートビル法、交通バリアフリー法は廃止） |
| 平成 25 年 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定 |
| 平成 25 年 | 「むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例」制定 |

はじめに

| 年 | 概 要 |
|---------|---|
| 平成 29 年 | 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」閣議決定 ・2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、ユニバーサルデザイン化、心のバリアフリーを推進する計画 |
| 平成 30 年 | 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（以下「ユニバーサル社会実現推進法」といいます。）」制定 |
| 平成 30 年 | バリアフリー法改正 ・2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生社会の実現、全国におけるバリアフリー化を一層推進 |
| 令和 2 年 | バリアフリー法改正 ・公共交通事業者等に対し、旅客施設や車両の新設等に係るハード基準の適合義務、役務の提供方法に関する基準（ソフト基準）の遵守義務、心のバリアフリー「教育啓発特定事業」を位置づけ |
| 令和 3 年 | 「障害差別解消法」改正 ・令和 6（2024 年）年 4 月 1 日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務へと変更 （合理的配慮とは、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応のことをいいます。） |
| 令和 6 年 | バリアフリー法施行令改正 ・移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに制定 |

2 心のバリアフリーについて

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日閣議決定）では、「心のバリアフリー」を次のとおり示しています。

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続

はじめに

することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

3 障害の社会モデルについて

社会モデルに相對する概念である「個人モデル、医学モデル」の考え方は、医師などの専門家による治療やリハビリの技術によって解決されるべき問題として「障がい」を捉えるような考え方に代表されるものです。しかし、障がい者が日常生活・社会生活において受ける制限は、身体障がい、知的障がい、精神障がい等の心身の機能の障がいのみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相對することにより生ずるものです。

そのため、障がいのある人は決して特別な存在ではなく、障がいは誰にでも起こりうる身近なものとして、「自分のこと」という意識を持って社会の一員として社会的障壁を取り除いていくものと捉える必要があります。

4 バリアフリーとユニバーサルデザインについて

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）では、次のように定義されています。

① バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

② ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

はじめに

また、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号：ユニバーサル社会実現推進法）では、次のように定義しています。

ユニバーサル社会

障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

バリアフリーとユニバーサルデザインは、共生社会、ユニバーサル社会を目指すベクトルが一緒であり、バリアフリーという障壁の除去もユニバーサルデザインの一つであるとして考えることができます。

第1章 おつ市ユニバーサルデザイン推進プラン策定の目的

「心のバリアフリーの推進のもとユニバーサルデザインの考え方が広く共有され、誰もが暮らしやすいまちを目指すとともに、超高齢・人口減少社会、多様な暮らし方に対応可能な都市と地域の在り方に関するひとつの重要な視点とする」

地域における高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動円滑化が図られていくことが重要です。

このため、国では重点整備地区に特化して具体的な事業が掲載されることとなる「移動等円滑化基本構想（バリアフリー法第25条）」の策定により面的、一体的なバリアフリー化を推進してきましたが、移動等円滑化基本構想の作成にあたって具体の事業に関する調整が難航するなどの課題が多いことから、平成30年のバリアフリー法改正において、具体的な事業化の動きがない状況においても移動等円滑化基本構想の前段として、バリアフリー化の方針を示すこととなる移動等円滑化促進地区に特化したマスタープラン制度「移動等円滑化促進方針（バリアフリー法第24条の2）」が創設されました。

移動等円滑化促進方針は、移動等円滑化促進地区における制度設計になっていますが、本市において、障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するとしたバリアフリーを含めて、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境を整備するユニバーサルデザインを全体的に推進するため、基本的な方針として「おつ市ユニバーサルデザイン推進プラン（以下「おつ市UDプラン」といいます。）」を定めることとし、併せて移動等円滑化促進方針も定めることとします。

このことにより、心のバリアフリーのもと広くユニバーサルデザインの考え方を共有し、多様な人々により暮らしやすいまちづくりを進めることにより、超高齢・人口減少社会、多様な社会に対応する都市と地域の在り方に関し、ひとつの重要な視点を具体的に示すことにもつながります。

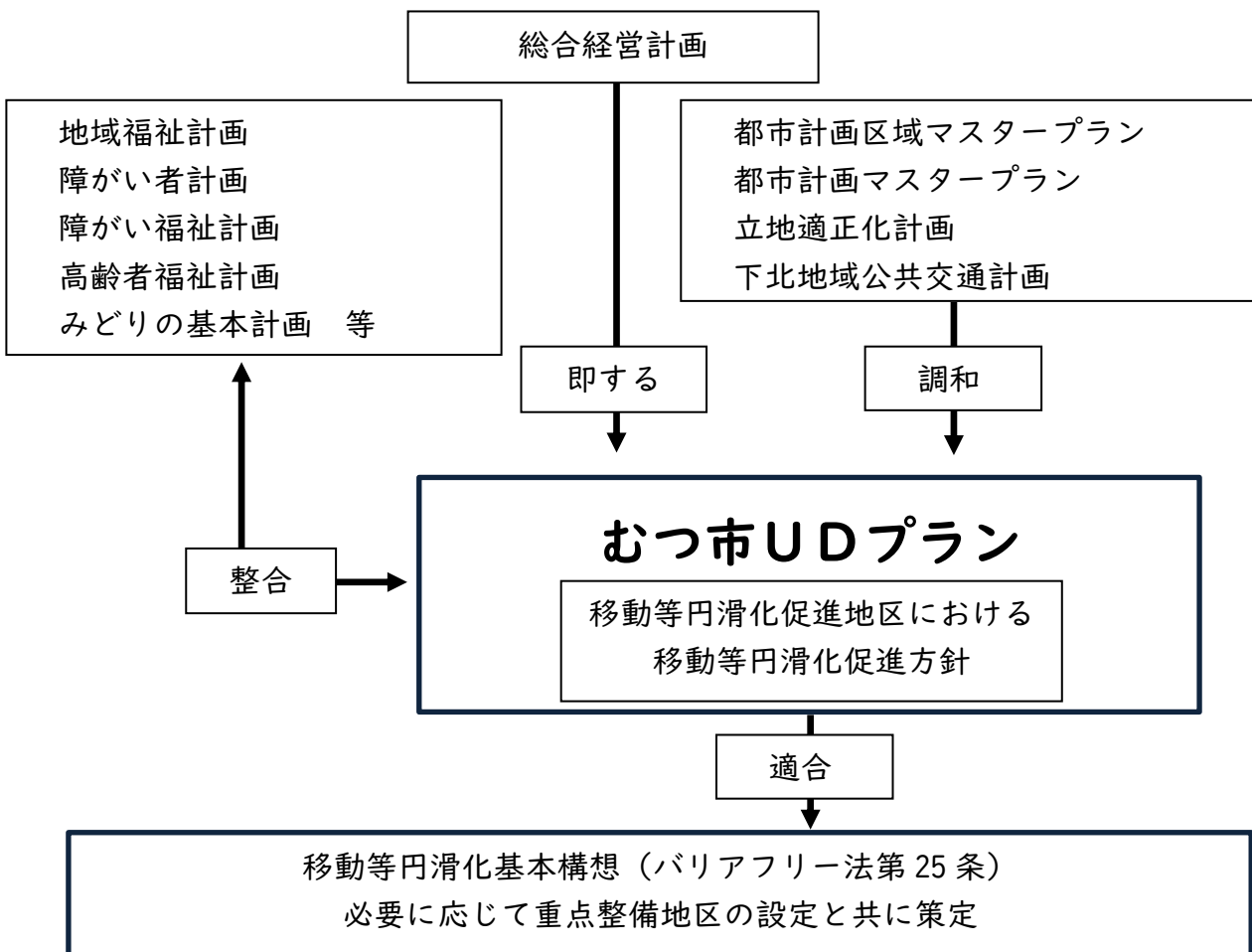
第2章 むつ市ユニバーサルデザイン推進プランの位置づけ

「むつ市UDプランはユニバーサルデザインの推進に関する基本的な方針です」

むつ市UDプランは、バリアフリー法第24条の2の規定に基づく「移動等円滑化促進方針」を含み、本市におけるバリアフリーも含めたユニバーサルデザインの推進に関する基本的な方針となります。

むつ市UDプランは、むつ市総合経営計画に即することとし、都市計画、むつ市都市計画マスタープラン等に調和し、分野別計画と整合を図ることとします。

また、バリアフリー法第25条に基づき必要に応じて設定することとなる重点整備地区における「移動等円滑化基本構想」の策定及びその他の新たなまちづくり計画の策定にあたっては、むつ市UDプランに適合することとします。



第3章 むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン対象区域

むつ市UDプランの対象区域は、むつ市行政区域全域とします。

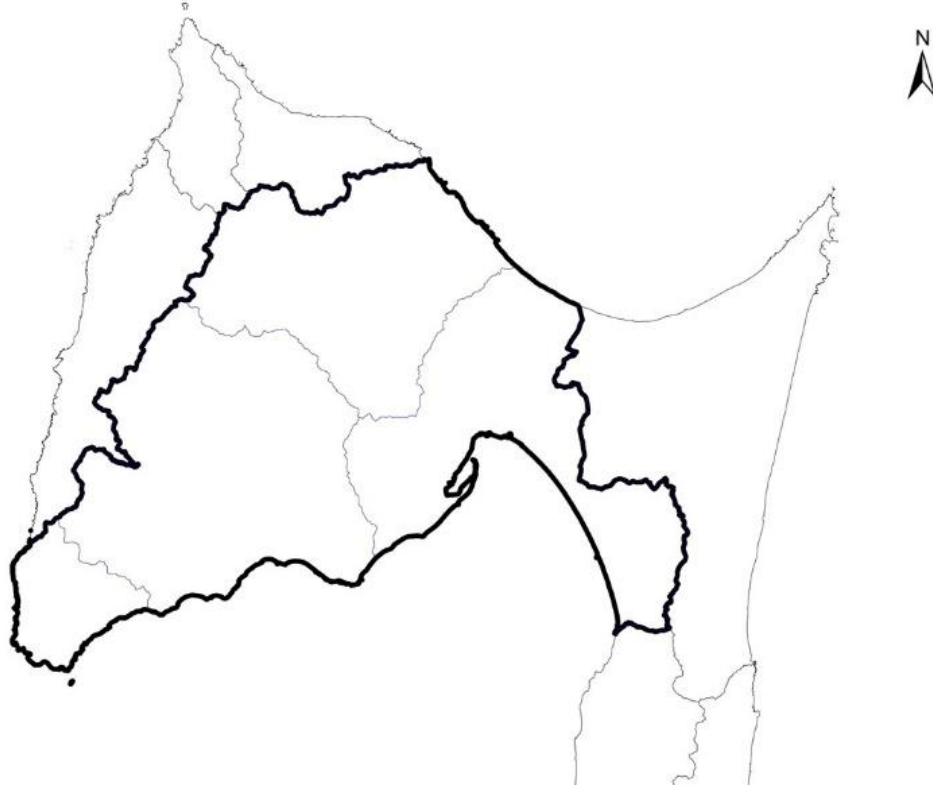


図1 むつ市UDプラン対象区域図

第4章 計画期間

「むつ市UDプランの計画期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。」

バリアフリー法第24条の3では、市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合において、おおむね5年ごとに、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更することとされています。

このことを踏まえ、むつ市UDプランでは、おおむね5年ごとに評価を行い、定期的に見直すこととします。

また、新制度や社会情勢等の変化に合わせて、必要に応じて随時見直すこととします。

第5章 国の方針、考え方等について

ユニバーサルデザインに関する国の方針や考え方等について確認します。

1 国におけるユニバーサルデザインに関する方針

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」

バリアフリー法第3条第1項に基づき制定されたもので、国、地方公共団体、高齢者、障がい者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となります。以下に概要を記載します。

移動等円滑化の意義

- 高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現
- ノーマライゼーションの理念が社会へ浸透し、自立と共生の理念のもと、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現
- 共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障がい者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組の推進
- 高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築するための環境の整備推進
- 移動等円滑化の促進は、高齢者、障がい者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するもの
- バリアフリー法に法律に基づく措置は、高齢者、障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（以下「社会的障壁」といいます。）の除去や、共生社会の実現に資するもの
- バリアフリー法で促進することとしている移動等円滑化には、様々な障がい特性の負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意



図 2 出典 国土交通省ホームページ

2 SDGs、Well-Being(ウェルビーイング)、ノーマライゼーション、ダイバーシティ、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ等について

① SDGs



図 3 SDGs ロゴ及びアイコン

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals 2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言

を基にまとめられた開発分野における国際社会共通の目標)の後継として、2015年9月の国連サミットにおいて、加盟国全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標となります。

17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の“誰一人取り残さない (leave no one behind)”ことを誓っています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

② Well-being (ウェルビーイング)



図4 SDGs Goal3

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます(世界保健機関憲章前文抜粋)。

SDGsでは、Goal3としてGOOD HEALTH AND WELL-BEINGが位置づけられ、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する(Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages)としています。

Well-beingの向上には、ストレス緩和やリラクゼーション効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等に寄与する都市の緑地が重要であることが、WHOヨーロッパ地域事務局等において示されています。

③ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のことをいいます。

④ ダイバーシティ

多様性を意味する言葉で、人種や性別、宗教、国籍、年齢、障がい、価値観など、一人ひとりがもつ様々な違いを受け入れる状態をいい、そうした社会のことをダイバーシティ社会といいます。

⑤ ユニバーサルデザイン (Universal Design)

米国の建築家、工業デザイナーであり、米国ノースカロライナ州立大学の故ロナルド・メイス氏(1998年没)によって1985年に提唱され、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語の違いにかかわらず、すべての人にと

って安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する」という考え方のことです。

また、1997年には、メイス氏をはじめとする建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者等によってユニバーサルデザインの推進にあたっての7つの原則がまとめられています。

- ユニバーサルデザインの7つの原則

- ① 誰にでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

⑥ ユニバーサルデザインフォント

視覚に関するバリアフリーとして、「文字のかたちがわかりやすいこと」「文章が読みやすいこと」「読み間違えにくいこと」をコンセプトに開発されたフォントで、近年様々な印刷物やWEBサイトでの活用が広がっています。

本市でも、毎月発行の広報誌「広報むつ」で採用しており、むつ市UDプランにおいても採用しています。

⑦ カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚に配慮し情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように利用者の視点に立ってデザインすることをいいます。

色覚については多様性があり、色情報について識別することが困難となる場合があります。そのため、色情報の使い方に配慮し、さまざまな人が情報を得られるようにすることが必要です。

⑧ インクルーシブデザイン

ユニバーサルデザインとした公園では、すべての人が利用できる公園として設計されています。また、バリアフリー化された公園では、遊具までバリアなくたどり着けることができます。しかし、実は車いすのこどもが車いすのまま遊具で遊ぶことができません。

インクルーシブデザインは、既存の商品やサービスの利用に制約のあるユーザーが使いやすいように、実際に使用するシーンを想定し、ユーザーの声を反映してデザイ

ンする手法のことをいい、例えば、障がいの有無に関わらず遊ぶことができるインクルーシブデザインとした遊具などがあります。

⑨ ソーシャルインクルージョン


「社会的包摂」といい「社会的排除」の反対の概念です。

ダイバーシティのもと、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うすべての人を包み込むことを意味します。


第6章 関係計画

本市の関係計画におけるユニバーサルデザインに関する記載等について確認します。

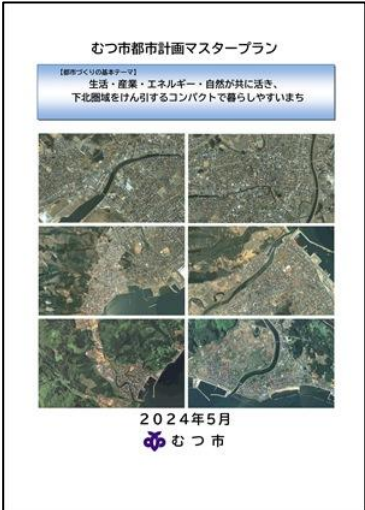
① おつ市総合経営計画

| | |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none">● まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための本市の最上位計画です。● 暮らしの向上に係る施策として、児童福祉の充実、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実等を掲げています。● 福祉・医療機能や健康づくり環境が充実し、自然環境の保全や都市環境が整備され、誰もが心身ともに健やかで快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとしています。 |
|--|--|

② おつ都市計画区域マスタープラン


| | |
|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none">● 都市計画法の規定に基づき、青森県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。● 誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりとして、少子高齢化に対応した安全・安心で利便性の高い生活環境づくりと都市施設の改善を進めるとしています。 |
|---|---|

③ むつ市都市計画マスタープラン

| | |
|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none">● 都市計画法に基づくむつ市の都市計画に関する基本的な方針です。● まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。● バリアフリーや子育て支援などに対応した安全・安心な生活環境づくり、都市施設の改善を目指すとしています。● 高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境やバリアフリーに配慮した道路基盤の整備・改良などを進め、生活利便性の高い環境づくりを図るとしています。● 歩道などのバリアフリーによる十分な歩行空間の確保に配慮するとしています。● 電線の地中化、歩道のユニバーサルデザイン化を展開するとしています。 |
|---|---|

④ むつ市立地適正化計画

むつ市立地適正化計画
むつ市都市計画マスタープラン特別版
～コンパクト・プラス・ネットワーク～




青森県むつ市
令和6年(2024年)11月

- 都市再生特別措置法に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画です。
- 都市機能誘導区域、居住誘導区域を定め、人口密度を維持することで暮らしやすいまちを目指し、誘導区域での都市・居住環境の向上を図るとしています。




図5 立地適正化計画 居住誘導区域 都市機能施設の配置


⑤ 下北地域公共交通計画

| | |
|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画となります。 ● 基本理念は「都市と地域をつなぐ公共交通による下北地域の発展～地域の持続可能な公共交通体系の維持・存続に向けた体制の構築及び活用～」 ● 住民や来訪者が安心して公共交通を利用できるよう、運行情報の充実、公共交通に適したまちづくりを目指しています。 ● 歩いて暮らせるまちづくりの推進や暮らしやすいまちづくりなどの方針を踏まえ、待合所などの交通施設の整備やバリアフリー化の推進を図っています。 |
|---|--|

⑥ むつ市公共施設等総合管理計画

| | |
|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ● 国のインフラ長寿命化計画に基づくむつ市の行動計画となります。 ● 市民が安全・安心かつ快適に利用できるようにするため、公共施設等を市の貴重な経営資源と捉え、計画的な整備や管理を行い、長寿命化、利活用の促進や複合化等を総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを全庁的に推進するに当たっての基本的な考え方や取組の進め方等を定めています。 ● 公共施設等の改修や更新等にあたっては、年齢、性別等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザイン化を図っています。 |
|---|---|

⑦ むつ市地域福祉計画


| | |
|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none">● 地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組む、市民の願いである「誰もが安心して共に暮らすことのできるまちづくり」を進めることとしてしています。● 日常生活での不安や悩みとして「公共交通機関を利用した外出に関すること」が挙げられています。● 日常生活において自動車の利用が普及されたことや人口減少、少子高齢化等の影響により、バスをはじめとする公共交通利用者の減少や交通事業者の人手不足等により路線の維持・確保が課題となっています。● 子どもから高齢者まで、誰にとっても住みやすいまちとなるよう、不法投棄をはじめとするごみに関する問題の解決や、日常的な交通手段の確保、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進など、安心して暮らし続けたいまちづくりを推進していく必要があるとしています。● 基本理念を「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり」としています。 |
|---|--|

⑧ むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

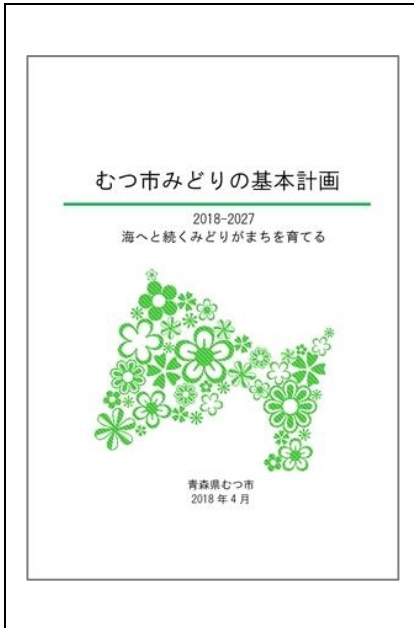
| | |
|---|--|
| <div data-bbox="193 344 557 853" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>むつ市 障がい者計画 第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画</p> <hr/> <p>令和6年3月 青森県 むつ市</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画は、障害者基本法に基づく計画です。 ● 障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づく計画です。 ● 基本理念を「地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり」としています。 ● 障がいのある人が、これからも住み慣れた地域でくらししていくためには、地域で共に暮らすすべての人が、互いに認め合いながら、誰にとっても暮らしやすいと思えるまちづくりが求められるとしています。 ● あらゆる場面における差別が解消され、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化による暮らしやすいまちの実現を目指としています。 ● 障がいのある人が自立して自らの意思に基づいた活動ができる体制のもと、障がいの有無にかかわらず共に地域で暮らせる社会を目指としています。 ● 障がいのある人を含めた本市に暮らす市民、行政、関係団体、事業者等が相互に協力し、「障がいのある人自身の手でやろうとする意志や行動（＝自助）」、「地域の方との支え合いのなかで実現できる暮らし（＝互助・共助）」、「障がいのある人自身や地域だけではできないことへの支援（＝公助）」という協働のもとで、障がいのある人が「自分らしい暮らし」ができる障がい福祉施策に取り組むとしています。 ● 点字、音声、手話、インターネットなどによる情報提供の充実に取り組むなど、福祉情報等の提供・情報のバリアフリーを推進としています。 ● 生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化活動の推進において、障がいのある人も参加しやすいよう、移動手段や会場のバリアフリー化等を推進としています。 ● 物理的バリアを解消し、地域で暮らす障がいのある人等の生活環境や利便性の向上に努め、暮らしやすさを実感できるよう取り組むとしています。 |
|---|--|

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の改修や更新等にあたっては、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安全・安心に利用できるようバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図るとしてあります。 |
|--|---|

⑨ むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

| | |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅しています。 ● 基本理念を「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり」とし、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努め、介護予防に資する取組や高齢者の権利擁護、生きがいつくりなど、地域で支え合いながら高齢者自身も主体的に活動できるよう施策を推進するとしてあります。 ● 基本目標の一つに安全安心な地域と福祉のまちづくりの推進を位置づけ、高齢者の身体機能が低下した後においても自立して、自身が望む暮らしを実現できるよう、住環境の整備支援に取り組むとともに、高齢者を含めた市民の方にやさしいまちづくりを推進しており、高齢になってからも生きがいつくりや、地域活動への参加機会を確保するため、外出支援や移動手段の確保に向けた取組を推進するとしてあります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自宅のバリアフリー化の支援事業 ➢ 高齢者無料乗車証（AGEHA）事業 |
|--|---|

⑩ むつ市みどりの基本計画



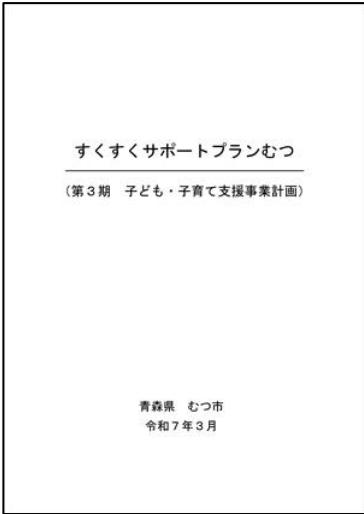
- 都市緑地法に基づく都市における公園、広場などの計画です。
- 都市公園、広場などについてアクションプランを定めることで具体的な整備が進められることとなります。

⑪ むつ市景観計画




- 景観法の規定による良好な景観の形成に関する計画となります。
- 景観形成の基本理念を「はばたく光のアゲハチョウ～地域の個性とともに自然とまちに新たな価値をつくり人々が行き交うにぎわいある景観形成～」としています。
- 観光地周辺等に設置される案内サインは、訪れる人にやさしくわかりやすい配置やユニバーサルデザインに配慮するとともに、劣化などによる危険性を防止するための適切な維持管理により、観光客の利便性向上及び観光地の魅力向上を図るとしています。


⑫ すくすくサポートプランむつ

| | |
|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none">● 子ども・子育て支援法に基づく計画です。● 子ども・子育て支援の質・量の拡充及びすべての子どもが健やかに成長できる社会の実現、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的としています。● むつ市みどりの基本計画や公園施設長寿命化計画に基づき、子どもが安心して遊べる児童公園等の整備改善を図るとしています。● 学校施設について、妊婦や子ども連れ等も安全かつ円滑に利用できるよう、未整備の学校において、バリアフリー化を推進するとしています。● 公園施設等のバリアフリー化については、これまで障がい者用トイレの併設、障がい者用駐車スペースの確保、段差を解消した園路等の施設整備を実施し、今後は、「むつ市みどりの基本計画アクションプラン」に基づき、公園施設のバリアフリー化を推進するとしています。 |
|---|--|

⑬ むつみあいプラン（第3次むつ市男女共同参画推進基本計画）

| | |
|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及びSDGs（ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメント（能力強化）を行う）を踏まえ、より効果的に各種施策を推進するための計画です。 ● 性別による固定的な役割分担意識や慣行等（アンコンシャス・バイアス）についての意識改革とダイバーシティを尊重するとしています。 ● 学校教育等における男女共同参画を推進するとしています。 |
|---|--|

⑭ むつ市ワークライフバランス推進計画

| | |
|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「特定事業主行動計画」を統合した計画です。 ● 子育てバリアフリーを掲げています。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外部からの来庁者の多い庁舎において、トイレやベビーベッド、授乳室の設置等、乳幼児と一緒に安心して利用できる環境の整備を継続していきます。 ➢ こどもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、絵本やおもちゃを配置するとともに、親切な応接対応等ソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。 |
|---|--|

⑮ 青森県住生活基本計画



- 豊かな住環境の形成として安全に安心して暮らせる住宅市街地の形成促進を掲げています。
- あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針の普及等により、住宅市街地におけるユニバーサルデザインの導入を促進するとしています。
- 法に基づく特定建築物の建築主等への指導及び助言を行うとしています。
- バリアフリー環境整備促進事業及び住宅市街地総合整備事業の活用支援をするとしています。


⑯ 青森県無電柱化推進計画




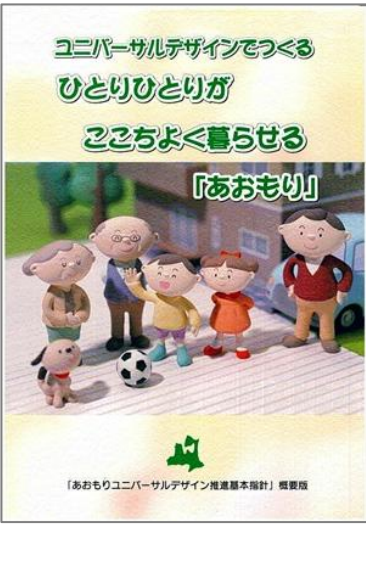
- 無電柱化の推進に関する法律に基づく計画です。
- 安全・円滑な交通確保のために道路の無電柱化を図るとしています。
 - 特定道路や移動等円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路
 - その他駅周辺等の高齢者、障がい者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路
 - 人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路
 - 歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路
 - 車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等の安全かつ円滑な交通確保のために必要な道路

第7章 ガイドライン等

① むつ市職員障がいのある方への配慮マニュアル（むつ市）

| | |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none">● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき作成された地方公共団体職員が適切に対応するためのマニュアルとなります。● 障がいの有無にかかわらず、だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会づくりを推進するため、本市の事務又は事業の推進に当たって、障がいを理由に差別を行わないよう、障がいの特性の理解や適切な配慮について記載されています。 |
|--|---|

② あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針（青森県）

| | |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念を「あおもりが目指す社会は、すべての人、生活者が機会均等かつ公平に、生活目的を自己実現する生活環境にアクセスでき、サービスを受けることができるというユニバーサル社会」としています。 ● だれもが自由に「まち」に出ることができ、ひとしく「情報」を得、「サービス」を受けられるようになり、また、さまざまな状況の人がいることについて、県民の理解が進み、意識が変わることによって、年齢、性別、障がいなどは、社会に参画するうえでの障壁ではなくなり、より多くの社会参画が進むことによって、さらに社会が変わっていくとしています。 ● ひとりひとりが、住み、働き、遊ぶといった社会生活を普通におくることができ、社会においてそれぞれの役割を果たすことができるような社会、ユニバーサル社会の実現を目指としています。 |
|  | |

③ 青森県 色のユニバーサルデザインガイドブック



- 人に優しい印刷物づくりのために活用できるよう青森県が作成したガイドラインです。


④ 青森県バリアフリーマップ（あおもりを、すべての人が「楽しめる」まちに）




- 県内のバリアフリー施設の整備状況を確認できる地図情報を青森県のウェブサイト上で提供しています。
- URL の QR コード



⑤ 国土交通省等におけるガイドライン

| | | |
|----------|--|-------|
| 心のバリアフリー | <p>発達障がい、知的障がい、精神障がいのある方とのコミュニケーションハンドブック</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関、公共施設、商業施設などの建築物、公園や駐車場などで利用者に接する方々が、発達障がい、知的障がい、精神障がいのある利用者の困難さを理解し、状況に応じて、適切な応対をするためのポイントを記載した参考書 | 国土交通省 |
| 施設全般 | <p>知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人のための施設整備のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者と身体障がい者に加え、新バリアフリー法において新たに知的障がい、発達障がい、精神障がいのある方も含む、すべての障がい者が対象となることを明確化。これを受け国土交通省では知的障がい、発達障がい、精神障がいのある方が安心して移動や施設利用ができるように「ハンドブック」と「施設整備のポイント」を作成 | 国土交通省 |
| 道路 | <p>道路の移動等円滑化に関するガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者が道路施設等を新設、改築及び管理する際に、バリアフリー法や道路移動等円滑化基準に加えて、高齢者、障がい者等をはじめとしたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方について、具体的に示した目安 | 国土交通省 |
| 建築物 | <p>高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（ガイドライン）</p>  | 国土交通省 |

第7章 ガイドライン等

| | | |
|--|---|-------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省の官庁施設の営繕を実施するための基準 ● 本市の建築物設計において採用 | 国土交通省 |
| 公共交通機関・旅客施設 | 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 | 国土交通省 |
| | 公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編 | 国土交通省 |
| | 公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 役務編 | 国土交通省 |
| | 旅客船バリアフリーガイドライン | 国土交通省 |
| 都市公園 | 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | 国土交通省 |
| 学校施設 | <p>学校施設バリアフリー化推進指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示した指針 | 文部科学省 |
| <p>「バリアフリー」国土交通省ホームページ</p>  | | |

第8章 ユニバーサルデザインに関する法令、基準等

ユニバーサルデザインに関連する法令は、推進強化のため随時改正されています。

1 法令等

| | 項目 | 名称 | 所管等 |
|------|--|---|-------|
| 法令 | 道路 | 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 (道路移動等円滑化基準) | 国土交通省 |
| | | 上記を改称 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 ● 特定道路（国土交通省が指定する道路）又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築の場合は適合義務、その他の道路においては努力義務 | 国土交通省 |
| | | 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令 | 国土交通省 |
| | 建築物 | バリアフリー法施行令第10条 (建築物移動等円滑化基準) | 国土交通省 |
| | | 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 (建築物移動等円滑化誘導基準) | 国土交通省 |
| | 公共交通機関 | 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（公共交通移動等円滑化基準） | 国土交通省 |
| 都市公園 | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令 (都市公園移動等円滑化基準) | 国土交通省 | |

| | 項目 | 名称 | 所管等 |
|----|---------------------------|---------------------------------|-----|
| 条例 | 建築物、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場 | 青森県福祉のまちづくり条例 | 青森県 |
| | 手話 | むつ市手話言語条例 | むつ市 |
| | 都市公園 | むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例 | むつ市 |

2 建築物移動等円滑化基準・建築物移動等円滑化誘導基準

建築主等（建築しようとする者、建築物所有者、管理者、占有者）は、特定建築物のうち、政令（バリアフリー法施行令）で定める規模以上（床面積2,000平方メートル以上。）となる特別特定建築物の建築（新築、増築、改築又は用途変更）の際、「建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法施行令第10条）」への適合義務があります（バリアフリー法第14条第1項）。

特定建築物の、新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えにあたっては建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされています（バリアフリー法第16条第1項）。

また、市の条例を制定することにより、特別特定建築物に特定建築物の追加、面積要件の引下げ及び円滑化の基準の追加等が可能となっています。

（1）特定建築物と特別特定建築物

① 特定建築物（バリアフリー法施行令第4条）

| | |
|---|------------------------------|
| 1 | 学校 |
| 2 | 病院、診療所 |
| 3 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 |
| 4 | 集会場、公会堂 |
| 5 | 展示場 |
| 6 | 卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売用を営む店舗 |
| 7 | ホテル、旅館 |
| 8 | 事務所 |
| 9 | 共同住宅、寄宿舍、下宿 |

第8章 ユニバーサルデザインに関する法令、基準等

| | |
|----|--|
| 10 | 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの |
| 11 | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |
| 12 | 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設、遊技場 |
| 13 | 博物館、美術館、図書館 |
| 14 | 公衆浴場 |
| 15 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール |
| 16 | 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 |
| 17 | 自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの |
| 18 | 工場 |
| 19 | 車両の停車場、船舶や航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降、待合の用に供するもの |
| 20 | 自動車の停留、駐車のための施設 |
| 21 | 公衆便所 |
| 22 | 公共用歩廊 |

② 特別特定建築物（バリアフリー法施行令第5条）

特定建築物のうち床面積2,000平方メートル以上の次の建築物。

| | |
|----|--|
| 1 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの、特別支援学校 |
| 2 | 病院、診療所 |
| 3 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 |
| 4 | 集会場、公会堂 |
| 5 | 展示場 |
| 6 | 百貨店、マーケットその他の物品販売用を営む店舗 |
| 7 | ホテル、旅館 |
| 8 | 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 |
| 9 | 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） |
| 10 | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |
| 11 | 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、遊技場 |
| 12 | 博物館、美術館、図書館 |
| 13 | 公衆浴場 |

| | |
|----|--|
| 14 | 飲食店 |
| 15 | 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 |
| 16 | 車両の停車場、船舶や航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降、待合の用に供するもの |
| 17 | 自動車の停留、駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。) |
| 18 | 公衆便所 |
| 19 | 公共用歩廊 |

(2) 建築物移動等円滑化基準・建築物特定施設

- 建築物移動等円滑化基準(以下「円滑化基準」といいます。)とは、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準です。
- 建築物特定施設は、次のとおりです(バリアフリー法施行令第6条、施行規則第3条)。
 1. 出入口
 2. 廊下その他これに類するもの
 3. 階段(踊場を含む)
 4. 傾斜路(踊場を含む)
 5. エレベーターその他の昇降機
 6. トイレ
 7. 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂の客席
 8. ホテル、旅館の客室
 9. 敷地内通路
 10. 駐車場
 11. 浴室、シャワー室
- 円滑化基準はバリアフリー化における最低限のレベルです。
- 特定建築物の建築(新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替え)について円滑化基準への適合が努力義務とされています(バリアフリー法第16条第1項、第2項)。

- 特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物）で床面積の合計 2,000 平方メートル以上（公衆便所については 50 平方メートル以上）の新築、増築、改築（増改築部分が対象）又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じます（バリアフリー法第 14 条第 1 項）。

（3）建築物移動等円滑化誘導基準

- 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準です（高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令）。
- 円滑化基準よりも誘導基準は望ましいレベルとなっています。
- 義務付けの基準ではありません。
- 誘導基準を満たし所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置があります。

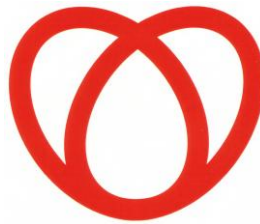


図 6 建築物移動等円滑化誘導基準認定シンボルマーク

3 青森県福祉のまちづくり条例について

- 建築物移動等円滑化基準や建築物移動等円滑化誘導基準の制定以前から青森県内の公共的施設（病院、百貨店、ホテル、旅館、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設等）や交通機関の整備にあたって、バリアフリーの基準が設けられています。
- 公共的施設の新築、増築、改築や大規模の模様替えなどについて努力義務となっています。
- 特定施設（公共的施設のうち特に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設）の新築等や新設について青森県への届け出制度が設けられています。

第8章 ユニバーサルデザインに関する法令、基準等

- 届け出が必要な特定施設とは、保健・福祉施設、医療施設、学校等、不特定かつ多数の者の利用に供する公益事業の営業所等、金融機関等の店舗、火葬場、集会・文化施設、公共交通機関の施設、飲食業・物品販売業・サービス業店舗の用途に供する床面積の合計が300平方メートルを超える施設等となっています。
- 公共的施設の出入口、廊下、エレベーター、トイレ、駐車場などについて整備基準が設けられています。

第8章 ユニバーサルデザインに関する法令、基準等

青森県福祉のまちづくり条例の整備基準、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の比較（抜粋）は次のとおりです。

| 区分 | 青森県福祉のまちづくり条例整備基準 | 建築物移動等円滑化基準（最低限のレベル） | 建築物移動等円滑化誘導基準（望ましいレベル） |
|--------|-------------------|---|------------------------|
| 玄関出入口 | 80 c m以上 | 80 c m以上 | 120 c m以上 |
| 居室出入口 | 80 c m以上 | 80 c m以上 | 90 c m以上 |
| 廊下等 | 120 c m以上 | 120 c m以上 | 180 c m以上 |
| 傾斜路手すり | 設置 | 片側配置 | 両側配置 |
| スロープ幅 | 120 c m以上 | 階段の代わりとなるものは120 c m以上 階段に併設される場合は90 c m以上 | 150 c m以上 |
| スロープ勾配 | 1/12 以下 | 1/12 以下 高さ16 c m以下の時は1/8 以下 | 1/12 以下（屋外は1/15 以下） |
| エレベーター | | | |
| 出入口幅 | 80 c m以上 | 80 c m以上 | 90 c m以上 |
| かご奥行き | 135 c m以上 | 135 c m以上 | 135 c m以上 |
| かごの幅 | — | 2,000 m ² 以上の不特定多数が利用する建築物の場合 140 c m以上 車いすの転回に支障がない | 160 c m以上 |
| 乗降ロビー | 幅奥行 150 c m以上 | 150 c m角以上 | 180 c m角以上 |

第8章 ユニバーサルデザインに関する法令、基準等

| 区分 | | 青森県福祉のまちづくり条例整備基準 | 建築物移動等円滑化基準（最低限のレベル） | 建築物移動等円滑化誘導基準（望ましいレベル） |
|----------|----------------|-------------------|--|------------------------|
| 車いす使用者関連 | 車いす用の便房数 | 1つ以上 | 各階に1箇所以上 | トイレのある箇所に1箇所以上 |
| | オストメイト対応 | — | 便房を1つ以上 ^(注) | 各階の車いす用便房のうち1つ以上に1つ以上 |
| | 低リップ小便器等 | 手すり付き | 建物に1つ以上 | 各階ごと、男子用便所に1つ以上 |
| | ホテル・旅館の車いす対応客室 | — | 1つ以上 | 原則2%以上 |
| | アプローチ・通路幅 | 120cm以上 | 120cm以上 | 180cm以上 |
| | 車いす対応の駐車マス数、位置 | 出入口に近い位置に設置 | ・ 駐車施設が200以下の場合2% ・ 200を超えるとき1%プラス2 ・ 建築物利用居室への最短経路となる位置 | 原則2%以上 |
| | 車いす使用者用駐車設備幅 | 350cm以上 | 350cm以上 | 350cm以上 |

(注) 床面積1,000平方メートル未満の階（小規模階）を有する建築物の場合、小規模階の床面積の合計が1,000平方メートルに達する毎に1箇所以上を設けます。

床面積10,000平方メートルを超える階（大規模階）を有する建築物の場合、10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき、当該階に2箇所以上を設け、40,000平方メートルを超えるとき、20,000平方メートル毎に1箇所を追加します。

男女区別する場合は、それぞれ1箇所以上とします。

第9章 むつ市の現況

超高齢社会や人口減少の進行に伴い、加齢に伴う身体機能の低下や認知症など何らかの支えを必要とする人の割合が高まる一方、手助けが必要な方を支える担い手が不足していくことが考えられます。

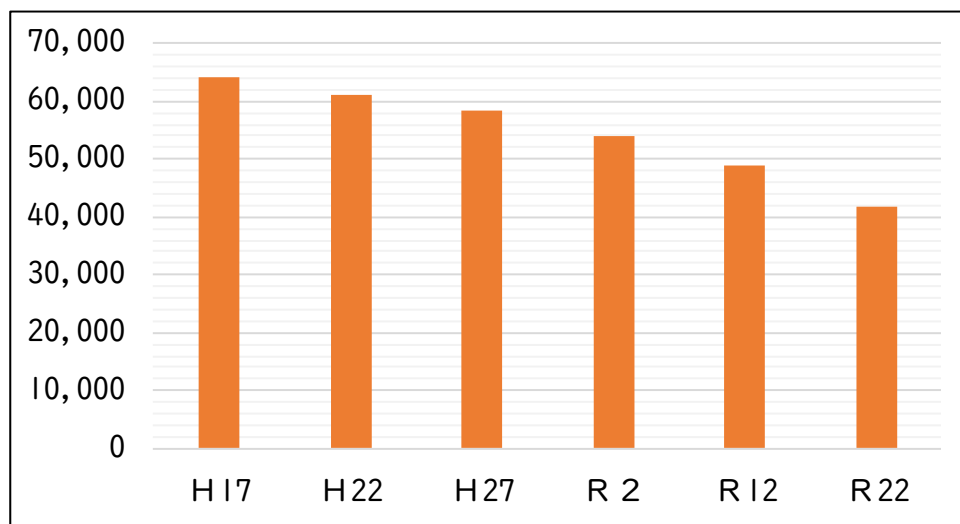
Ⅰ 統計データ等

① 人口の予測

| H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R 2 (2020) | → 推計値 | | (単位：人) | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------|
| | | | | R12 (2030) | R22 (2040) | 増減(H17-R22) | 増減率 |
| 64,052 | 61,066 | 58,493 | 54,103 | 49,015 | 41,637 | ▲ 22,415 | ▲ 35.0% |

出典：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

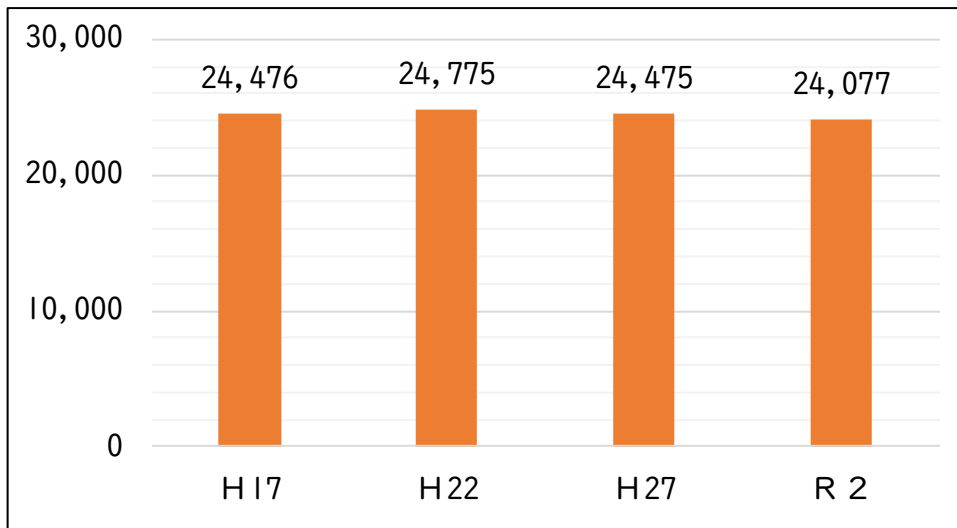


② 世帯数の推移

(単位：世帯)

| H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | 増減(H17-R2) | |
|---------------|---------------|---------------|--------------|------------|--------|
| | | | | 増減 | 増減率 |
| 24,476 | 24,775 | 24,475 | 24,077 | ▲ 399 | ▲ 1.6% |

出典：総務省「国勢調査」

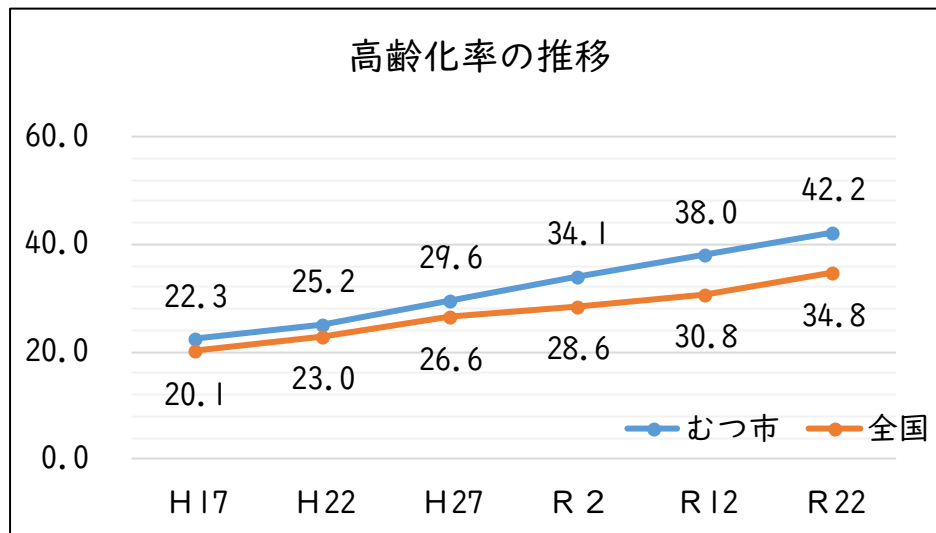
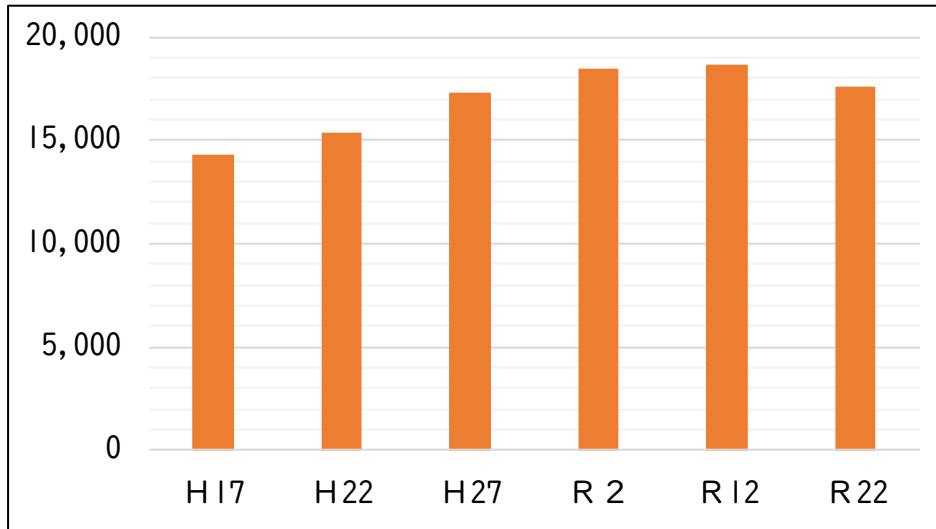


③ 老年人口（65歳以上）の予測

| H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R 2 (2020) | → 推計値 | | (単位：人) | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|-------------|------|
| | | | | R 12 (2030) | R 22 (2040) | 増減(H17-R22) | 増減率 |
| 14,271 | 15,414 | 17,326 | 18,462 | 18,626 | 17,557 | 3,286 | 23.0 |

出典：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

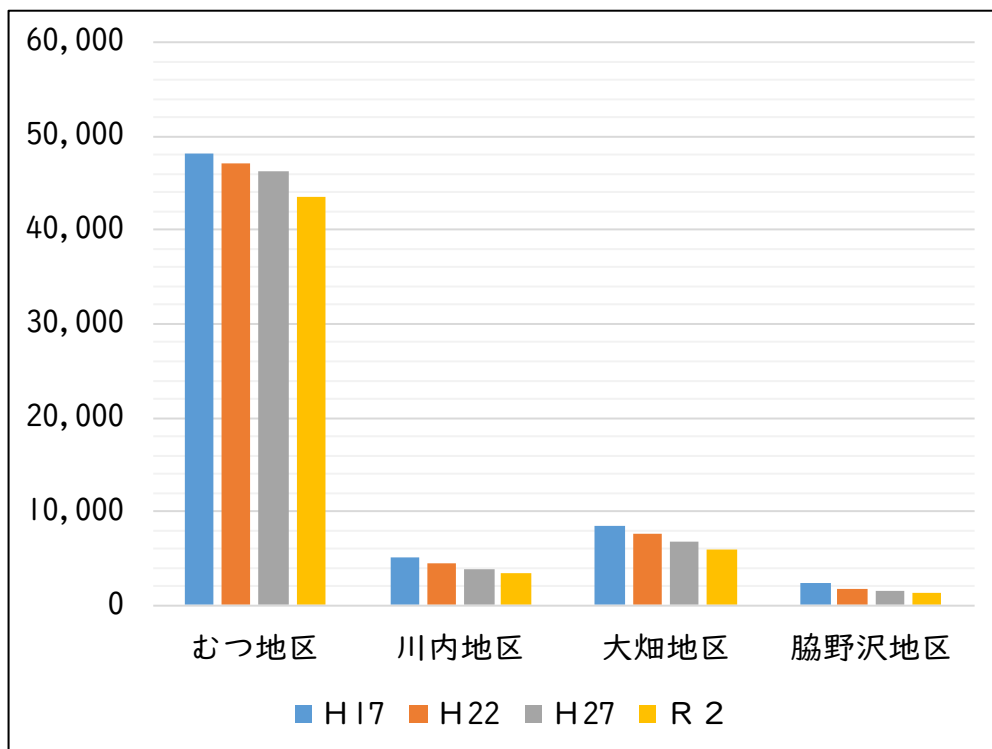


④ 各地区の人口の推移

(単位：世帯)

| 地区名 | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R 2 (2020) | 増減(H17-R 2) | |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------|
| | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ地区 | 48,237 | 47,116 | 46,220 | 43,574 | ▲ 4,663 | ▲ 9.7% |
| 川内地区 | 5,117 | 4,507 | 3,906 | 3,332 | ▲ 1,785 | ▲ 34.9% |
| 大畑地区 | 8,418 | 7,623 | 6,844 | 5,976 | ▲ 2,442 | ▲ 29.0% |
| 脇野沢地区 | 2,280 | 1,820 | 1,523 | 1,221 | ▲ 1,059 | ▲ 46.4% |
| 計 | 64,052 | 61,066 | 58,493 | 54,103 | ▲ 9,949 | ▲ 15.5% |

出典：総務省「国勢調査」

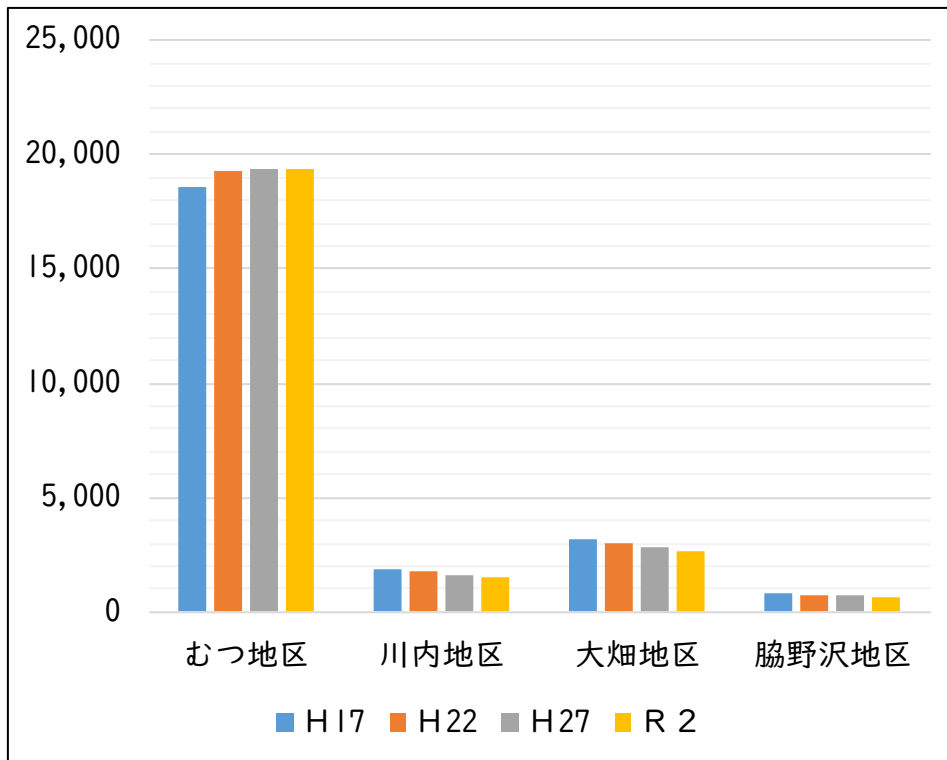


⑤ 各地区の世帯数の推移

(単位：世帯)

| 地区名 | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R 2 (2020) | 増減(H17-R 2) | |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------|
| | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ地区 | 18,614 | 19,264 | 19,348 | 19,375 | 761 | 4.1 |
| 川内地区 | 1,885 | 1,762 | 1,627 | 1,469 | ▲ 416 | ▲ 22.1% |
| 大畑地区 | 3,142 | 3,001 | 2,810 | 2,625 | ▲ 517 | ▲ 16.5% |
| 脇野沢地区 | 835 | 748 | 690 | 608 | ▲ 227 | ▲ 27.2% |
| 計 | 24,476 | 24,775 | 24,475 | 24,077 | ▲ 399 | ▲ 1.6% |

出典：総務省「国勢調査」

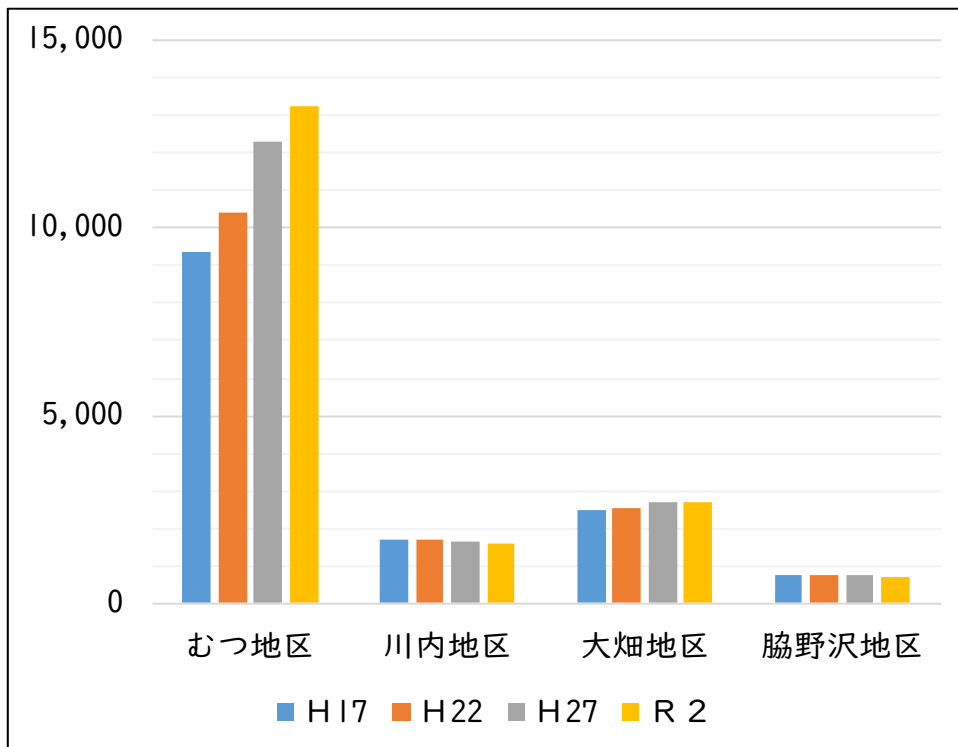


⑥ 各地区の老年人口（65歳以上）の推移

(単位：人)

| 地区名 | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | 増減(H17-R2) | |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|------------|--------|
| | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ地区 | 9,355 | 10,435 | 12,284 | 13,236 | 3,881 | 41.5 |
| 川内地区 | 1,697 | 1,693 | 1,640 | 1,608 | ▲ 89 | ▲ 5.2% |
| 大畑地区 | 2,465 | 2,557 | 2,676 | 2,688 | 223 | 9.0 |
| 脇野沢地区 | 754 | 729 | 726 | 717 | ▲ 37 | ▲ 4.9% |
| 計 | 14,271 | 15,414 | 17,326 | 18,249 | 3,978 | 27.9 |

出典：総務省「国勢調査」

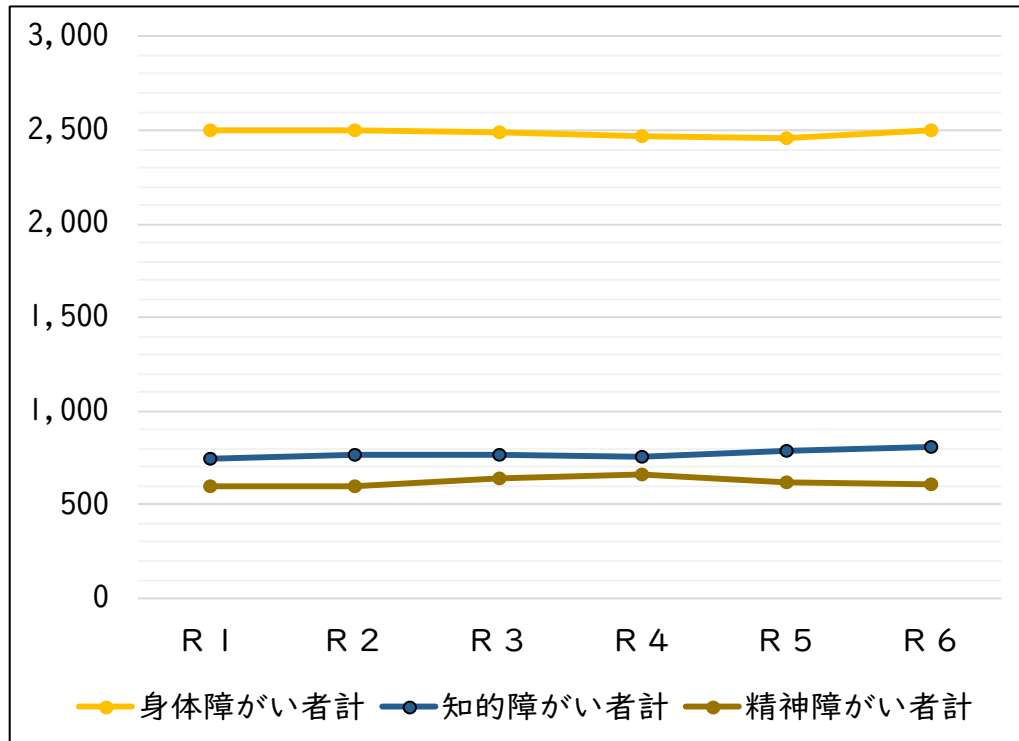


⑦ 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) | R 6 (2024) |
|---------------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 身体障害者 手帳 | 障がい児 | 50 | 46 | 43 | 44 | 38 | 38 |
| | 障がい者 | 2,445 | 2,452 | 2,447 | 2,421 | 2,422 | 2,460 |
| 身体障がい者計 | | 2,495 | 2,498 | 2,490 | 2,465 | 2,460 | 2,498 |
| 愛護手帳 | 障がい児 | 132 | 138 | 136 | 133 | 149 | 154 |
| | 障がい者 | 619 | 627 | 635 | 620 | 636 | 657 |
| 知的障がい者計 | | 751 | 765 | 771 | 753 | 785 | 811 |
| 精神障害者 保健福祉手 帳 | 障がい児 | 17 | 17 | 12 | 13 | 11 | 16 |
| | 障がい者 | 581 | 586 | 628 | 648 | 606 | 590 |
| 精神障がい者計 | | 598 | 603 | 640 | 661 | 617 | 606 |
| 全 体 | 障がい児 | 199 | 201 | 191 | 190 | 198 | 208 |
| | 障がい者 | 3,645 | 3,665 | 3,710 | 3,689 | 3,664 | 3,707 |
| 合 計 | | 3,844 | 3,866 | 3,901 | 3,879 | 3,862 | 3,915 |

出典：むつ市「福祉の概要（令和7年度）」



2 公共交通の状況（バス路線図、バス停、JR 大湊線の図）

- むつ市ホームページ 下北地域公共交通マップ

https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/koutsu/koutsu_sisaku/shimokita_kotsu_map.html



図 7 むつ市ホームページへのリンク QR コード

3 市内のユニバーサルデザインの取組状況

① むつ市子どもまんなか宣言

令和5年7月、むつ市はこどもの健やかな成長と子育てに関する取組をより一層推進していくとして「子どもまんなか宣言」を行いました。

その後、令和6年4月から「むつ市こどもの笑顔まんなか条例」を施行し、全てのこどもの命が守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、こどもの権利を保障するとともに、こどもにやさしいまちづくりを推進するとしています。

② むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA アゲハ」

本市では、75歳以上の高齢者の方々の積極的な社会参加による健康増進、福祉の向上、公共交通機関の利用促進を目的に、高齢者無料乗車証（AGEHA）を交付し、市内路線バス、デマンド型乗合タクシー、コミュニティタクシーの運賃無料化を実施しています。



図 8 AGEHA パンフレット

③ 観光施設における心のバリアフリー認定制度

国土交通省観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象に「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設しています。

認定した観光施設に認定マークを交付し、観光施設のバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障がい者の方が安全で快適な旅行をするための環境整備を推進しています。

東北ブロックとして、本市において、2件の宿泊施設が登録されています。

4 社会インフラ等におけるユニバーサルデザインの取組状況

① 鉄軌道

JR 大湊線大湊駅、下北駅ともにスロープが設置されるなど、ユニバーサルデザインの推進が図られています。

② 路線バス

ノンステップバスの導入が進められています。バス停における上屋は少ない状況です。

③ タクシー

車両の更新時はユニバーサルデザインに配慮することがバリアフリー法により求められています。市内ではレベル1であるユニバーサルデザインタクシー（JPNタクシー）の配置は、ガス燃料給油所の少なさなどから導入が少ない状況です。レベル準1となる車いすの運搬が容易となる車両については導入が図られるなど、地域の実情に合わせてユニバーサルデザインの推進が図られています。

④ 道路

国道、県道、市道の歩道は、都市計画事業、交通安全対策事業、バイパス整備事業において歩道が整備されています。また、歩道の種類は、セミフラット、フルフラット、マウンドアップ型が混在していますが、近年の整備においては「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」により、セミフラット型の採用が多い状況です。

点字ブロック設置については、中央地区交差点から青森県合同庁舎方面に向かう路線での配置や、県道交差点部、市道西町線横断歩道部等に配置されています。

また、市道昭和町線の路側帯をグリーン色に塗装し、市道新町昭和町線にスムーズ横断歩道を整備してゾーン30プラス区域を設定した交通安全対策事業等により、歩道の整備が困難な路線において、歩行者の安全を確保する事業が展開されています。

⑤ 交通信号機

音響式により青信号をお知らせする歩行者用信号機は、柳町、小川町、中央地区の商業施設前の国道横断歩道に設置されています。

⑥ 民間建築物

福祉のまちづくり条例、バリアフリー法により、ユニバーサルデザインに努めることとされています。

また、床面積が2,000平方メートル以上となる特別特定建築物の建築（新築、改築、増築（増築の部分）、用途変更）は、建築物移動等円滑化基準に適合させる必要があります。

⑦ 都市公園

市内20の都市公園について、むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例、むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例施行規則及び子育て支援としての施策に照らし合わせたユニバーサルデザインの状況は次のとおりです。網掛け部分は移動等円滑化促進地区内（第14章参照）となります。

（○：設置している ×：対応・設置していない -：不要）

| 公園名 | 園路 | 車いす使用者便房 | | | 車いす使用者用駐車場施設 |
|----------|----|----------|--------|-------|--------------|
| | | | オストメイト | 乳幼児設備 | |
| 上町児童公園 | - | × | × | × | - |
| 宇田児童公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新町児童公園 | - | × | × | × | - |
| 柳町児童公園 | - | - | - | - | - |
| 文京児童公園 | - | × | × | × | - |
| 宇曽利川児童公園 | - | × | × | × | - |
| むつ北児童公園 | - | × | × | × | - |
| 横迎町児童公園 | - | × | × | × | - |
| 川守児童公園 | - | × | × | × | - |
| 旭町児童公園 | - | × | × | × | - |

第9章 むつ市の現況

| 公園名 | 園路 | 車いす使用者便房 | | | 車いす使用者 用駐車場施設 |
|------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
| | | | オスト メイト | 乳幼児 設備 | |
| 中島児童公園 | — | × | × | × | — |
| あけぼの公園 | — | — | — | — | — |
| 代官山公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 水源池公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金谷公園 | ○ | × | × | × | × |
| おおみなと 臨海公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大畑中央公園 | × | ○ | ○ | ○ | × |
| むつ運動公園 | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 墓地公園 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 早掛沼公園 | × | ○ | ○ | ○ | × |
| ユニバーサル デザイン化率 | 55.6% 5/9 | 44.4% 8/18 | 50.0% 9/18 | 44.4% 8/18 | 55.6% 5/9 |
| ユニバーサル デザイン化率 | 80.0% 4/5 | 36.4% 4/11 | 36.4% 4/11 | 36.4% 4/11 | 60.0% 3/5 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 47.2% | 34/72 | |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 44.2% | 19/43 | |

⑧ むつ市の公共施設

市内の公共施設について、建築物移動等円滑化基準への適合状況を確認します。
網掛け部分は移動等円滑化促進地区内（第14章参照）となります。

(○：設置している ×：設置していない -：不要)

| 施設名 | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|----------------------|---------|-----------|--------|--------|-------|---------|-------------|
| | | | 各階への設置 | オストメイト | 乳幼児設備 | | |
| 本庁舎 | × 西側 | ○ | ○ | ○ | ○ | × 西側 | ○ |
| 川内庁舎 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 大畑庁舎 | × | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 脇野沢庁舎 | - | ○ | - | × | ○ | ○ | ○ |
| むつマエダアリーナ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 真心堂ウェルネスパーク | ○ | ○ | - | ○ | × | ○ | ○ |
| 川内体育館 | - | ○ | - | × | × | ○ | × |
| 大畑体育館 | - | ○ | - | × | × | - | × |
| 大畑中央公園建築物 | × | ○ | - | × | × | ○ | × |
| ふれあい温泉川内 | - | × | - | × | × | - | × |
| コミュニティセンター —脇野沢温泉 | - | ○ | - | × | × | - | × |
| むつ来さまい館 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 北の防人大湊安渡館 | - | ○ | - | ○ | ○ | - | ○ |

第9章 むつ市の現況

| 施設名 | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|------------------|--------|-----------|--------|-------|---|------|-------------|
| | | 各階への設置 | オストメイト | 乳幼児設備 | | | |
| 北の防人大湊海望館 | ○ | - | - | - | - | ○ | ○ |
| 北の防人大湊式番館 | - | ○ | - | × | × | ○ | × |
| むつ下北観光物産館 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| みどりのさきもり館 | - | ○ | - | ○ | ○ | ○ | × |
| 下北駅前広場 | - | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大湊駅前広場 | - | - | - | - | - | - | ○ |
| 釜臥山展望台 | × | × | × | × | ○ | - | × |
| 野平高原交流センター | - | ○ | - | × | × | ○ | ○ |
| 奥葉研修景公園レストハウス | - | ○ | - | × | × | ○ | × |
| 脇野沢リフレッシュセンター鯉の里 | - | ○ | - | × | × | - | ○ |
| 脇野沢流通センター | - | × | - | × | × | - | × |
| 大滝休憩所 | - | × | - | × | × | - | × |
| 奥葉研駐車場広場 | - | × | - | × | × | - | × |
| 斗南藩土上陸の地 | - | - | - | - | - | × | × |
| 斗南藩墳墓の地 | - | - | - | - | - | × | × |
| 斗南藩史跡地 | - | - | - | - | - | - | × |

第9章 むつ市の現況

| 施設名 | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|--------------------|--------|-----------|--------|-------|---|------|-------------|
| | | 各階への設置 | オストメイト | 乳幼児設備 | | | |
| 下北文化会館 (ホール棟) | × | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 下北文化会館 (キャンパス棟) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 海老川コミュニティセンター | — | ○ | — | × | × | ○ | × |
| 大曲コミュニティセンター | — | ○ | — | × | × | ○ | × |
| 高橋川コミュニティセンター | — | × | — | × | × | — | × |
| 小沢地区コミュニティセンター | — | × | — | × | × | — | × |
| 中央公民館 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 川内公民館 | × | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| 大畑公民館 | × | × | × | × | × | ○ | × |
| 脇野沢公民館 | — | ○ | — | × | ○ | ○ | × |
| 図書館 | — | ○ | — | × | ○ | — | ○ |
| 海と森ふれあい体験館 | × | × | × | × | × | — | ○ |
| キッズパーク | — | ○ | — | ○ | ○ | — | ○ |
| 総合福祉センター | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 老人福祉センター | — | ○ | — | ○ | × | — | × |
| 心身障害者ふれあいの家 | — | × | — | × | × | ○ | ○ |

| 施設名 | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|--------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 各階への設置 | オストメイト | 乳幼児設備 | | | |
| ユニバーサルデザイン化率 | 58.8% 10/17 | 75.0% 30/40 | 33.3% 4/12 | 17.5% 7/40 | 43.9% 18/41 | 88.5% 23/26 | 46.7% 21/45 |
| ユニバーサルデザイン化率 | 53.3% 8/15 | 76.7% 23/30 | 30.8% 4/13 | 35.5% 11/31 | 55.2% 16/29 | 95.0% 19/20 | 56.3% 18/32 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 51.1% | 113/221 | | | |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 58.2% | 99/170 | | | |

⑨ 小中学校

市内の小中学校では、トイレ便座の洋式化によるユニバーサルデザインの推進が図られています。車いす使用者用駐車施設は仮設置となります。

網掛け部分は移動等円滑化促進地区内（第14章参照）となります。

（○：設置している ×：設置していない -：不要 数字：設置階 体：体育館）

| 学校名 | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|----------|--------|-----------|--------|------|-------|------|-------------|
| | | オストメイト | 各階への設置 | 設置状況 | | | |
| 第一田名部小学校 | × | ○ | × | × | 1 | ○ | × |
| 第二田名部小学校 | × | ○ | × | × | 2,3 | ○ | × |
| 苫生小学校 | × | ○ | × | × | 1,2 | ○ | × |
| 第三田名部小学校 | ○ | ○ | × | ○ | 1,2,体 | ○ | × |
| 関根小学校 | × | × | × | × | × | ○ | × |
| 大平小学校 | × | ○ | × | × | 1 | × | × |
| 大湊小学校 | ○ | ○ | × | × | 2,3 | ○ | × |

第9章 むつ市の現況

| 学校名 | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|--------------|---------------|----------------|------------|---------------|--------|----------------|-------------|
| | | オストメイト | 各階への設置 | 設置状況 | | | |
| 川内小学校 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 大畑小学校 | × | ○ | × | × | 1 | ○ | × |
| 脇野沢小学校 | — | ○ | × | — | 1 | ○ | × |
| 田名部中学校 | ○ | ○ | × | × | 1,2,体 | ○ | × |
| 大湊中学校 | ○ | × | × | × | × | × | × |
| 大平中学校 | × | × | × | × | × | × | × |
| むつ中学校 | × | × | × | × | × | ○ | × |
| 関根中学校 | — | ○ | × | — | ○ | ○ | × |
| 大畑中学校 | × | × | × | × | × | × | × |
| 川内中学校 | ○ | × | × | × | × | ○ | × |
| 脇野沢中学校 | × | × | × | × | × | — | × |
| ユニバーサルデザイン化率 | 37.5% 6/16 | 61.1% 11/18 | 0% 0/18 | 12.5% 2/16 | — | 76.5% 13/17 | 0% 0/18 |
| ユニバーサルデザイン化率 | 25.0% 3/9 | 77.8% 7/9 | 0% 0/9 | 11.1% 1/9 | — | 77.8% 7/9 | 0% 0/9 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | | 31.1% | 32/103 | | |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | | 33.3% | 18/54 | | |

第10章 関係団体の声

市では、むつ市UDプランの策定にあたり、関係団体のみなさまからユニバーサルデザインに関する声を伺いました。

| 実施日 | ヒアリング団体 |
|------------|-------------------|
| 令和7年10月28日 | 青森県重症心身障害児（者）を守る会 |
| 令和7年10月29日 | 大畑町手をつなぐ親の会 |

寄せられた主な意見は次のとおりです。

① 「外出をあきらめない」ための環境整備と具体的な目標設定について

ハード面の整備は「今日、外に出られるかどうか」を左右する最も切実な課題です。「外に出ることをあきらめてしまう人」を一人でも減らし、誰もがワクワクして街へ出かけられるよう、以下の点を検討いただければ幸いです。

● ユニバーサルシート（大人用おむつ交換台）の設置拡充

- 成長した障がい児や高齢の方にとって、ユニバーサルシートの有無は外出できるかどうかの生命線です。駅や主要な公共施設だけでなく、民間の商業施設等に対しても具体的な設置目標を掲げていただけないでしょうか。「あそこに行けば大丈夫」という安心の拠点が街の中に増えることを願っています。

➤ 駐車場から施設へのアクセス改善

現在、私たちが外出時に最も苦勞しているのが駐車場の問題です。

- ◇ 適切なスペースの確保：福祉車両のスロープやリフトを安全に使用するには、後方や側面に十分な広さが必要です。単に「区画がある」だけでなく、実際に安全に乗り降りできる広さが確保されるよう、設置基準の運用を見直していただけると助かります。

- ◇ 天候に左右されない移動の確保：悪天候や積雪時でもスムーズに移動できるよう、駐車場から施設入口までの段差解消や、優先的な除雪・ロードヒーティングの実施など、「車いすで入口に辿り着くまでの安全」を計画に盛り込んでいただければ幸いです。

➤ 誰もが回遊しやすいまちづくりの推進

☆ 通路の幅や歩道の勾配についても、車いすやベビーカー利用者が周囲に気兼ねすることなく、安心して移動できる配慮をお願いいたします。また、福祉タクシー等の移動手段についても、車両確保など、具体的な対策をご検討いただければと思います。

② 心のバリアフリーについて

制度やハード面を整えることと同じくらい、あるいはそれ以上に大切なのは、そこに住む「人の意識」だと感じています。

障がいのある子の親として願うのは、障がい者と関わるのが「特別なイベント」ではなく、街の「当たり前の日常」になることです。

啓発活動にとどまらず、日々の生活動線の中で、障がい者と地域の方が、「パートナー」として自然に触れ合える機会が増えれば、街の空気はもっと優しく変わっていくのではないのでしょうか。

● 「一緒に」楽しむ地域の活動

➤ 「障がい者のためのイベント」と分けるのではなく、高齢の方も、小さなお子さん連れの方も、みんなが一緒に参加できる地域活動が定期的にあると嬉しいです。同じ時間を共有することで、自然と助け合いが生まれるような土壌を、行政の皆様と共に作っていただければと思います。

● 教育や企業の現場での「日常的な接点」

➤ 学校や企業においても、単発の行事で終わらせず、年間を通じて当事者と関わる機会を作っていただけないでしょうか。

例えば、当事者が講師として学校を訪れたり、一緒に街を歩いて「ここの段差は少し大変だね」と肌で感じ合ったり。そんな小さな積み重ねが、子供たちや市民の皆さんが「社会的障壁」を自分事として捉えるきっかけになると信じています。障がいの有無にかかわらず、同じ街に暮らす仲間として「身近な存在」になれる温かい仕組みづくりをご検討ください。

③ みんなで歩き、みんなで繋がる「まちづくり」について

ハード面の整備においても、計画の初期段階から当事者や専門職が共に考え、作り上げていく仕組みを取り入れていただければ、後から作り直す必要のない、最初から誰もが使いやすい施設ができると考えています。私たちが「街歩き」を重要視するのは、「街の環境面（ハード）」と、そこに息づく「心のバリアフリー（ソフト）」の両方が、実際にはどのように関わり合っているかを見ることができるところからです。

- 「環境」と「心」の両面が見える「街歩き（タウンウォッチング）」
 - 行政の方々、当事者、関係者、市民が共に街を歩き、現場を確かめ合う機会をぜひ計画に盛り込んでください。実際に歩くことで、物理的な「道路や設備の状況」だけでなく、そこを歩き交う人々の「意識や配慮」がどうあるべきか、その両面を肌で感じることが出来ます。「ここは物理的に通れない」という課題だけでなく、「ここで声をかけてもらえると嬉しい」といった心の交流も含めた、図面だけでは見えない「生きた情報」を共有し合うことが、実効性のあるプラン作りには不可欠です。

- 「みんなの視点」を活かした設計と、顔の見える関係づくり
 - 公共施設等を作る際、設計の早い段階から、障がい者・高齢者・子育て世代、そして現場を支える専門職がワークショップ形式等で意見を交わす場を設けていただけないでしょうか。実際に使う人と専門職と一緒に考えることで、誰にとっても優しく、温かい目配りのある施設が実現すると信じています。

 - 体験の共有を「情報のネットワーク」へ
 - ◇ こうした街歩きや設計の場を通じて生まれた「顔の見える繋がり」は、そのまま地域で支え合う力になります。教育、医療、福祉、行政が一体となって「あそこなら安心して行けるよ」という情報を共有し合える体制こそが、私たち家族の、そして地域全体の安心を支える基盤になると確信しています。

- ④ これからの願い
 - 「外に出ることをあきらめてしまう」人を一人も出さないまちづくり。それは、障がいがある人だけでなく、赤ちゃんから高齢者、病気やケガをした時など、誰もが安心して暮らせる街に繋がると信じています。
 - 私たちの願いは、一方的な要望を伝えるのではなく、行政の皆さんと共に「この街に住んでいてよかった」と思える地域を作っていくことです。
 - 皆様が作ってくださる仕組みが、一人でも多くの笑顔を支えるものとなりますよう、心から願っております。どうぞよろしく願いいたします。

- ⑤ その他
 - 学校教育における心のバリアフリーの重要性を感じる。
 - こども達は柔軟で多様性にあふれているので、障がい者と交流する機会を増やしてほしい。
 - 大人のほうが無意識にバリアを張っている。

- 積雪も影響するが、移動しにくい環境のため、車いすの方の外出の機会が減っている。
 - 高速道路サービスエリアなどでは、バリアフリー化が進められていて、車いす利用者用駐車場から建物施設まで屋根付きで移動ができる。
 - 多目的トイレの整備は進んできているが、介助者も同行することを想定したスペースとなっていないことも多い。
 - こども用ベッドは用意され始めているが、大人用の介護用ベッドが無いので、様々な用途を想定して設計してほしい。
 - 大人用の介護ベッド等が無くても、控室など別の場所を用意してくれていることもあり、そうしたことが心のバリアフリーであると感じる。
- 災害時の避難所もユニバーサルデザインを取入れてほしい。
- 既存施設の有効活用のためにもユニバーサルデザインの改修を進めてほしい。
- 公共施設の新築にあたっては平屋もよい。
- 夜の街灯の暗さは歩行環境に良くない。
- 心のバリアフリーの普及に関心がある。
- 高齢者はどこの家庭にもいるかもしれないが、障がい者はどこの家庭にもいるわけではないので、分け隔てなくみんなが手を取り合い、自然と助け合えるような取組にしてほしい。
- 公共施設に車いすが配備されるようになったが、大きいサイズも必要である。
- 災害時、避難しても迷惑をかけると思い、避難しない障がい者もいる。
- トイレの機能を充実してほしい。

第11章 ユニバーサルデザインの推進に関する課題

1 各計画に関する課題

むつ市地域福祉計画では、ユニバーサルデザインを推進する方針が示されています。この方針に基づき確実に実施するため、各計画へのユニバーサルデザインに関する位置づけを高めていく必要があります。

また、ソフトにおける対応においても、取組を始める段階から、ユニバーサルデザインへの意識を高めていく必要があります。

2 施設整備に関する課題

過去に整備された建築物については、そのほとんどがバリアフリー化されていない状況ですが、近年、新築される建築物は青森県まちづくり条例、バリアフリー法によりユニバーサルデザイン化が図られています。しかしながら、他の施設や交通施設との移動の連続性までは考慮されていない状況です。

都市公園に関しては、むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例に基づいて整備されますが、過去に整備された公園では、ユニバーサルデザイン化が必要な状況です。

道路に関しては、バリアフリー化は努力義務となっているため、バリアフリー化やユニバーサルデザインとなっていない路線もあり、誰もが歩きやすい歩道とはなっていない状況です。

3 心のバリアフリーの推進、普及啓発に関する課題

社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるということをすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要となっています。

このことから、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」に取り組む必要があります。

また、ユニバーサルデザインという言葉自体へのイメージもさまざまで、連想される内容はハード面に偏っていることが推定されます。そのため、「だれもが使いやすい」というユニバーサルデザインの定義を明確にし、普及・推進していくことが必要です。

第12章 ユニバーサルデザイン推進の基本理念及び基本目標

1 基本理念

「ユニバーサルデザインからはじめるまちづくり」

心のバリアフリーのもと、ユニバーサルデザインをベースに、すべての人が自由に活動できるまちづくりを推進することにより、ユニバーサル社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念に基づき、SDGsの推進、ノーマライゼーション、ダイバーシティ、インクルージョンとした多様性に富み、いろいろな人々が暮らしやすいまちを目指すための基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 「いつもユニバーサルデザインを考える」

基本理念に基づくまちづくりを進めていくためには、障がい者だけでなく誰もが利用するということを念頭に事業者、施設管理者が「ユニバーサルデザイン」について、常に考えることが大切です。

そのため、計画段階やさまざまな取組において、ユニバーサルデザインを取り入れることとします。

基本目標2 「すべての人が移動しやすいまちづくり」

誰もが快適で円滑な移動等が可能になる歩行環境や施設環境を形成するため、高齢者や障がい者等の日常的な利用が考えられる生活関連施設やその間の生活関連経路を中心として、ユニバーサルデザインを取り入れます。

基本目標3 「心のバリアフリーの推進」

高齢者や障がい者等が安心して暮らせるよう、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等に対する理解を深め、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

第13章 ユニバーサルデザイン推進基本方針

基本理念、基本目標に沿って、ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針を次のとおり定めます。

1 建築物

「建築物移動等円滑化基準」を標準とし、ユニバーサルデザインを取り入れた建築物を目指します。

なお、市が新築又はユニバーサルデザインを強化する建築物については、「建築物移動等円滑化誘導基準」を採用し、ユニバーサルデザインの推進強化を図ります。

① トイレの強化

市が整備する建築物のトイレは、すべて「建築物移動等円滑化誘導基準」にて整備することとし、介助者も関わるということを踏まえて設計を行います。また、随時バリアフリーの強化が行われるバリアフリー設計のガイドラインである「国土交通省 建築設計標準」の最新の基準を参考基準とします。なお、改修においては設計時にユニバーサルデザインについて検討し、可能な範囲でトイレの強化や代替となる機能の配置を図ることとします。

② 駐車場の強化

市が整備する建築物に付属する駐車場は、「建築物移動等円滑化誘導基準」にて整備することとし、さらに優先駐車区画を車いす使用者用駐車区画と同数整備することとします。

2 市道

道路移動等円滑化基準である「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）」、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」及び「むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年むつ市条例第30号）」に基づき、道路のユニバーサルデザインを推進します。

また、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）については、歩道を整備、改良する場合において、公道との交差点部、横断歩道部に設置することとします。

3 公園・広場

むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を標準とします。公園トイレを整備する場合は、子育て支援としておむつ交換台、こども用椅子を備え、またオストメイトも備えた「ユニバーサルトイレ」を1か所以上設置します。

4 公共交通事業者（鉄道、路線バス、福祉タクシーなど）

公共交通移動等円滑化基準である「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」によりユニバーサルデザインを推進します。

5 心のバリアフリーの活動

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうような活動を推進します。

心のバリアフリーの体现のポイントは次のとおりです。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の理解と関心の向上
- ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）の撤廃
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーション力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養う

6 ソフトにおけるユニバーサルデザイン

ハード整備にとらわれがちなユニバーサルデザインですが、日常の生活環境向上のため、ソフトにおいてもユニバーサルデザインとしたまちづくりを推進します。

- ① ユニバーサルデザインフォントの採用
- ② ハード整備以外での通路幅の確保
- ③ ハード整備に代わる代替手段の確保
- ④ 車いすは普通サイズ、座幅の広いサイズなどあらゆる方に利用されることを踏まえて配置
- ⑤ 避難所でのユニバーサルデザインの採用

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」といいます。）は、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する方針となります（バリアフリー法第24条の2第1項）。

バリアフリーマスタープランは、都市計画、むつ都市計画マスタープラン、地域公共交通計画と調和する必要があります（バリアフリー法第24条の2第5項）。

バリアフリーマスタープランに明示すべき事項として、バリアフリー法第24条の2等において、次の事項が規定されています。なお、①、⑥及び⑧は、任意記載事項となりますが、バリアフリーマスタープランでは、⑥については必要に応じて策定することとします。

- ① 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
- ② 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
- ④ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項（心のバリアフリーに関する事項）
- ⑤ 行為の届出等に関する事項
- ⑥ 市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- ⑦ その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- ⑧ 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

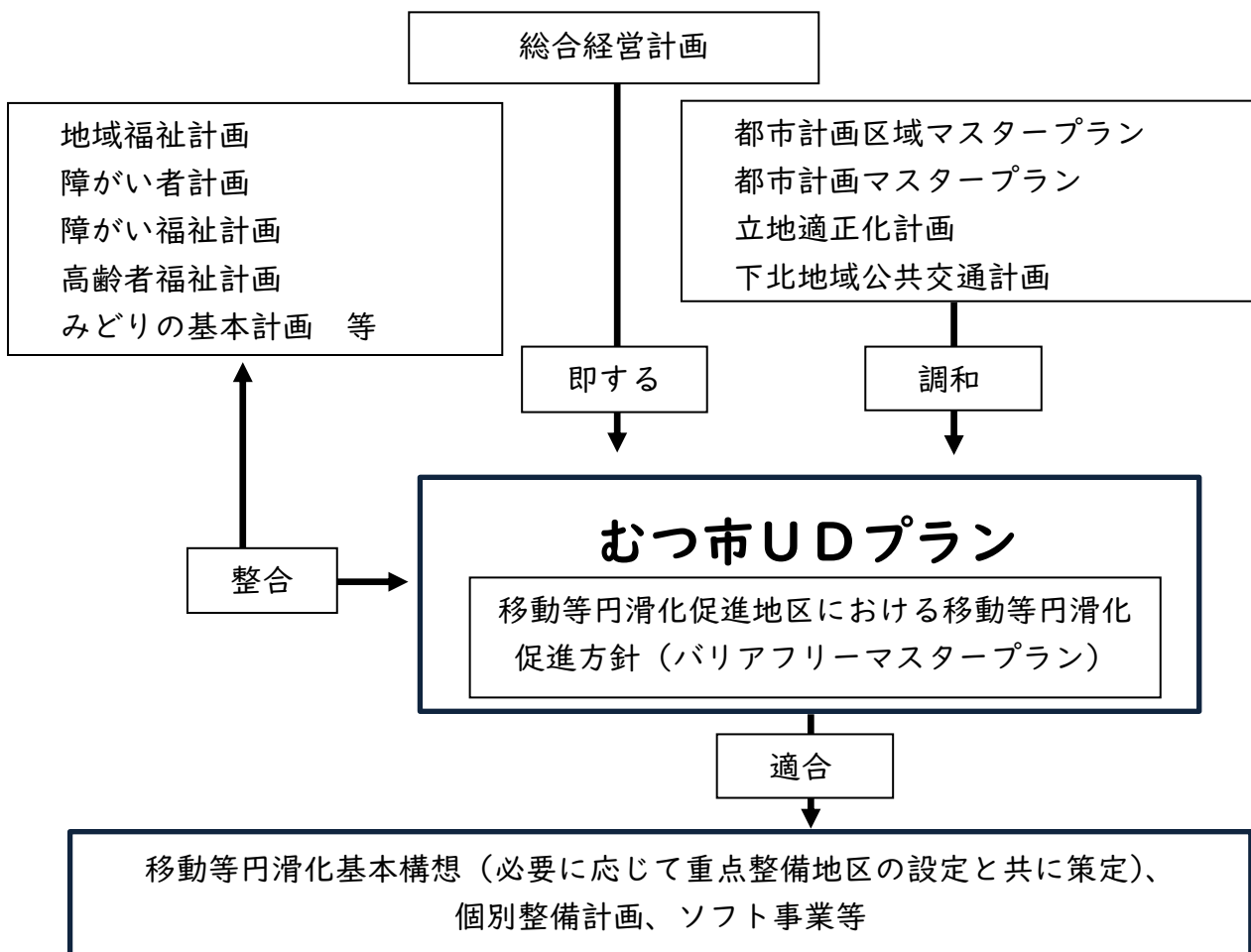
1 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

(1) バリアフリーマスタープランの位置づけ

第2章のとおり、バリアフリーマスタープランは、むつ市UDプランに含まれ、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針となります。

このことから、バリアフリーマスタープランは、むつ市総合経営計画に即することとし、都市計画、むつ市都市計画マスタープラン等に調和し、分野別計画と整合を図ることとします。

また、バリアフリー法第25条に基づき必要に応じて設定することができる「重点整備地区における移動等円滑化基本構想」の策定及びその他の新たなまちづくり計画の策定にあたっては、バリアフリーマスタープランに適合することとします。



第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

バリアフリー法において調和が必要とされている都市計画等におけるユニバーサルデザインの方針は次のとおりとなっています。

① むつ都市計画区域マスタープラン

誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりとして、少子高齢化に対応した安全・安心で利便性の高い生活環境づくりと都市施設の改善を進めるとしています。

② むつ市都市計画マスタープラン

バリアフリーや子育て支援などに対応した安全・安心な生活環境づくり、都市施設の改善を目指すとしており、また、高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境やバリアフリーに配慮した道路基盤の整備・改良などを進め、生活利便性の高い環境づくりを図るとしています。

歩道整備においては、バリアフリーによる十分な歩行空間の確保に配慮するとし、電線の地中化、歩道のユニバーサルデザイン化を展開するとしています。

③ むつ市立地適正化計画

都市機能誘導区域、居住誘導区域を定め、人口密度を維持することで暮らしやすいまちを目指し、誘導区域での都市・居住環境の向上を図るとしています。

④ 下北地域公共交通計画

基本方針の一つに、住民や来訪者が安心して公共交通を利用できるよう、運行情報の充実、公共交通に適したまちづくりを目指すとしています。

そのための施策として、次の項目が掲げられています。

- 情報発信の強化として、「下北地域公共交通マップ」などの情報案内ツールを維持・更新しつつ、さらに目に付く形で発信を行うこととし、特に公共交通利用者が運行情報等を適切に得るために、乗り継ぎ情報アプリや Google マップ等で検索可能な状態の構築を進める
- 意識醸成の強化として、公共交通を利用する際に「利用方法がわからない」などの心理的なハードルをできるだけ下げるため、情報発信ツール等も活用しながら「転入者へのバスマップの配布」、「乗り方教室の実施」や「各種イベント時の移動手段との連携」などのモビリティ・マネジメント等を行うことで、丁寧に公共交通の使い方や必要性を伝える
- 交通施設の整備として、歩いて暮らせるまちづくりの推進や暮らしやすいまちづくりなどの方針を踏まえ、待合所などの交通施設の整備やバリアフリー化の推進を図る

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

（2）バリアフリーマスタープランの計画期間

むつ市UDプランの計画期間と同じく、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

定期見直しについては、むつ市UDプランと同じく、おおむね5年ごとに、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施状況について調査、分析及び評価を行い、必要に応じて変更することとします。

なお、ユニバーサルデザインの強化を図る新たな制度や社会情勢の変化に合わせて、必要に応じて随時見直すこととします。

（3）バリアフリーマスタープランを作成する背景・理由

むつ市立地適正化計画において人口減少を踏まえた人口密度の維持を図るため、居住誘導区域を定めているほか、都市計画区域外である川内地区、脇野沢地区においては地域生活拠点を含め、暮らしやすいまちの構築を進めています。

こうした都市計画等の方針に合わせながら、むつ市UDプランに基づくユニバーサルデザインの推進を図るとともに、立地適正化計画における居住誘導区域、地域生活拠点及び主要な観光地を「移動等円滑化促進地区」に指定し、道路、建築物、駅前広場などの生活関連施設及び生活関連経路等を定めることにより、都市活動や観光施設の移動等の円滑化と魅力の向上を図ります。

（4）移動等円滑化促進地区の特性

むつ市立地適正化計画においてむつ地区、大畑地区の居住誘導区域、川内地区、脇野沢地区の地域生活拠点地区は都市計画上重要な地区として定められています。その各地区をベースとする移動等円滑化促進地区は、市庁舎、病院、学校、商業施設等が集積しているエリアとなっており、人々の活動が活発な地区となっています。

また、観光地における移動等円滑化促進地区の特性は次のとおりです。

- ① 本市の桜の見どころを代表する早掛沼公園エリア
- ② 国指定重要文化財「旧大湊水源地水道施設」が所在する北の防人大湊エリア
- ③ 街の明かりがアゲハチョウの姿のように浮かび上がる夜景「光のアゲハチョウ」を一望できる釜臥山展望台エリア
- ④ 「夫婦かっぱの湯」「元祖かっぱの湯」が所在し、ヒバやブナなどの深い森に覆われて新緑や紅葉等の四季の移り変わりを鮮やかに彩る薬研エリア
- ⑤ 川内川渓谷遊歩道の中ほどに位置し、川面に映る新緑や紅葉が美しい川内大滝エリア

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

- ⑥ 「むつ市湯野川温泉濃々園」が所在し、佐井村に向かい通年通行が可能となった主要地方道46号線沿いにある湯野川温泉郷エリア

（5）地区の特性を踏まえた移動等円滑化の基本的な考え方

移動等円滑化促進地区における市街地は古くから形成されてきたため、公共施設、歩道等のインフラが老朽化し、現行のバリアフリー基準に適合しないなど、移動等の円滑化が低下している状況です。このため、施設の改修等を行う際にユニバーサルデザインを採用し、移動等の円滑化を図ることとします。

また、観光地については、バリアフリーへの対応がされていない所や老朽化が進行している場所もあることから、観光客等の移動等円滑化を確保するためにユニバーサルデザインの採用を積極的に進めていくこととします。

さらに、本市は積雪寒冷地という地域特性があるため、移動等円滑化促進地区のみならず、冬期間における移動等円滑化の確保に向けた検討を行う必要があり、不特定多数の人が利用する施設の駐車場と施設間においては、ロードヒーティング等の採用を検討する必要があります。

2 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

移動等円滑化促進地区の位置及び区域については、バリアフリー法第2条第1項第23号において、次のとおり定められています。

- ① 生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区
- ③ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区

なお、バリアフリー法第3条第1項に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号）」では、移動等円滑化促進地区について、「生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。」とし、また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは「生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。」とされています。



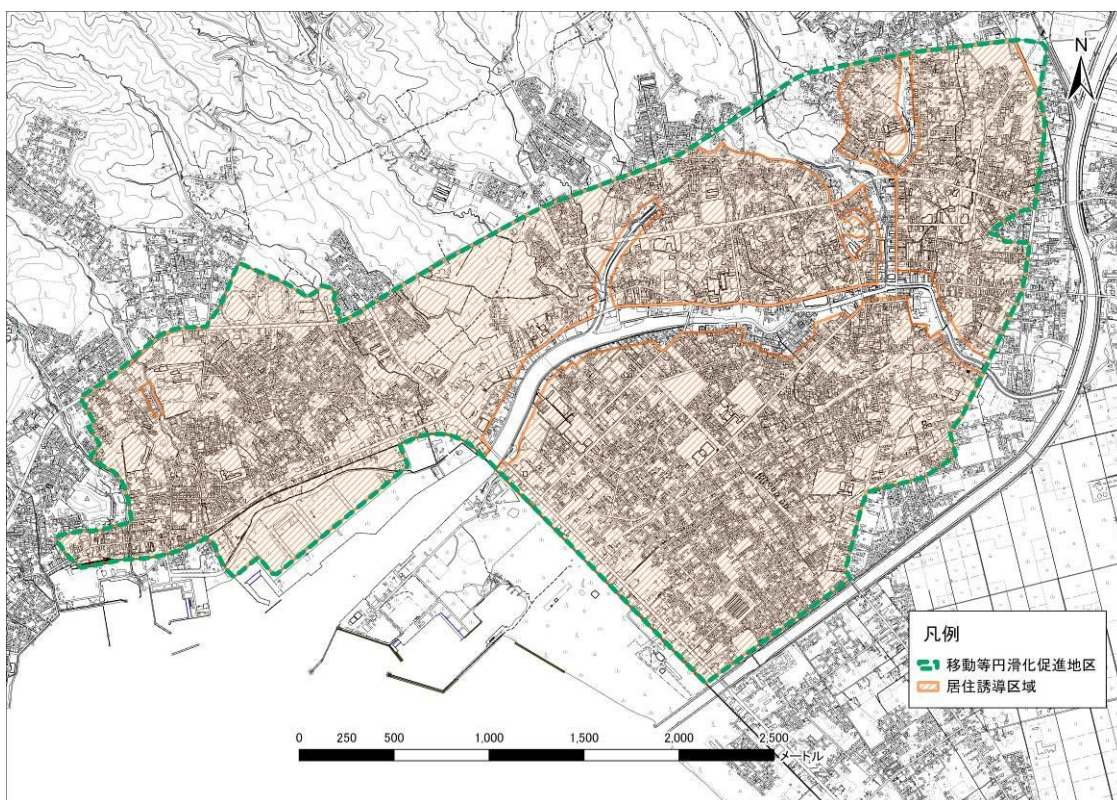
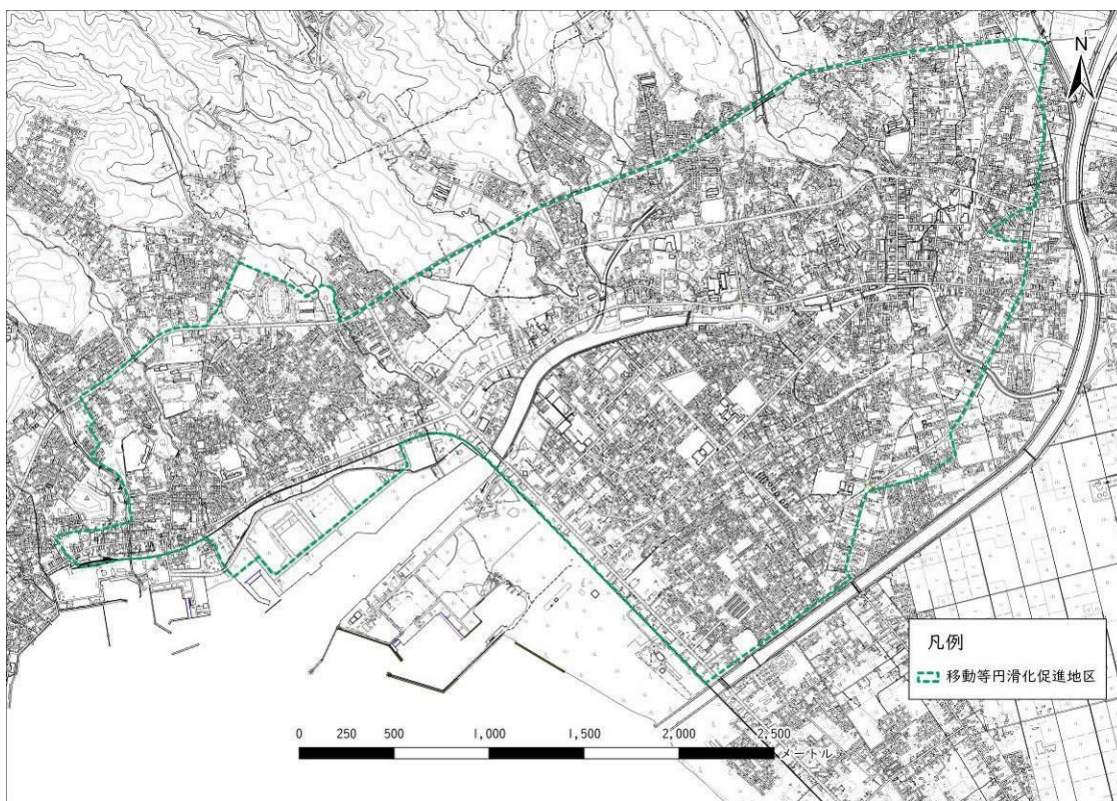
図9 国土交通省資料 移動等円滑化促進地区のイメージ図

都市計画の特性などを踏まえ、次の区域を参考として、移動等円滑化促進地区を設定します。

- ① むつ市立地適正化計画居住誘導区域
- ② むつ市立地適正化計画地域生活拠点
- ③ 主要な観光地（自然の中を移動する箇所は除きます）

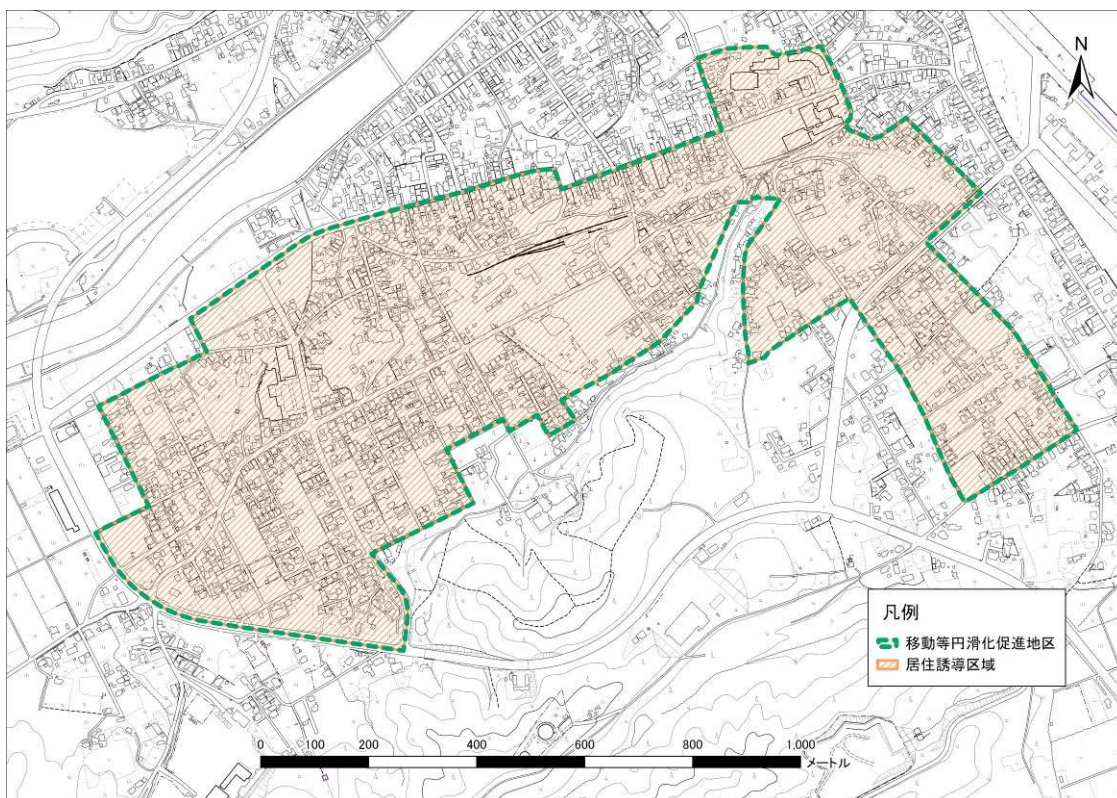
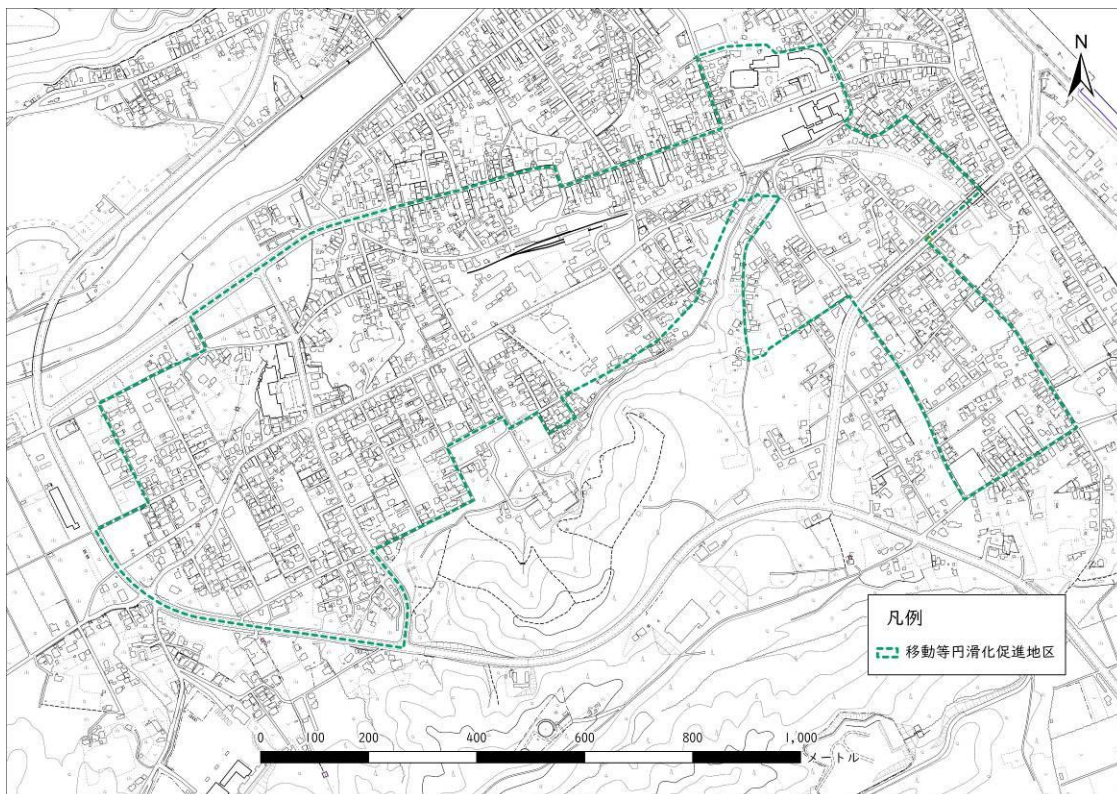
移動等円滑化促進地区の位置及び区域

むつ地区



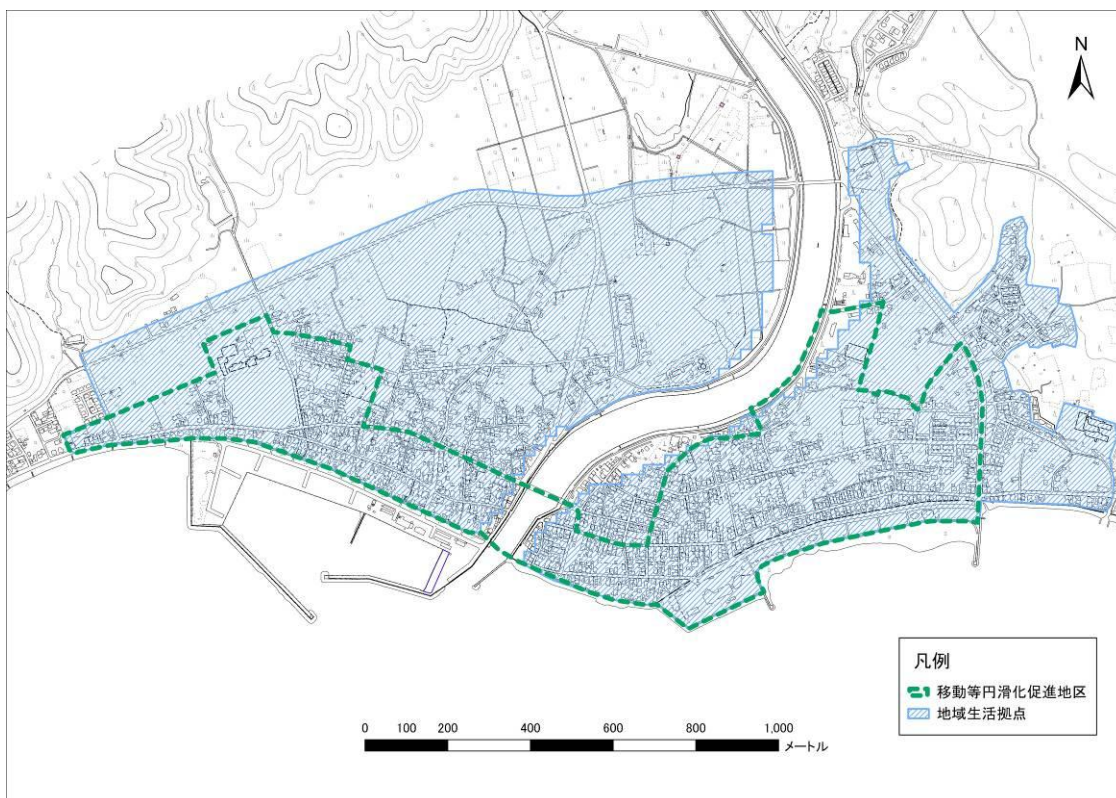
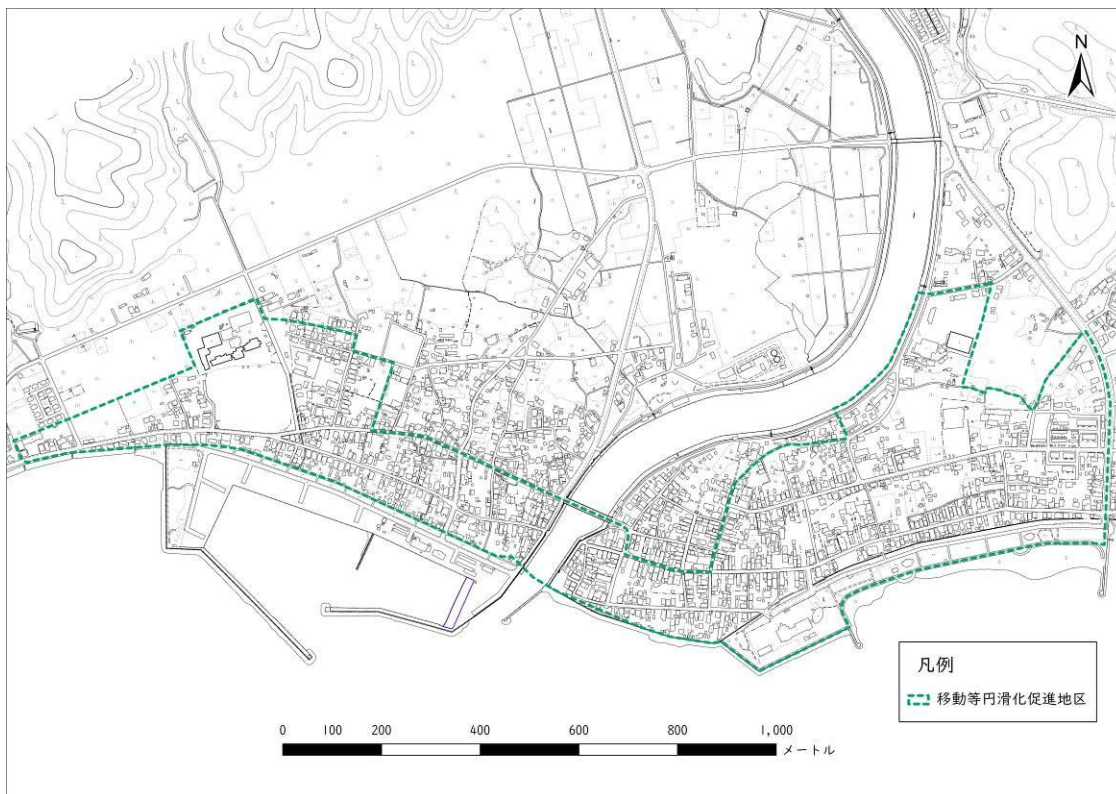
第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

大畑地区



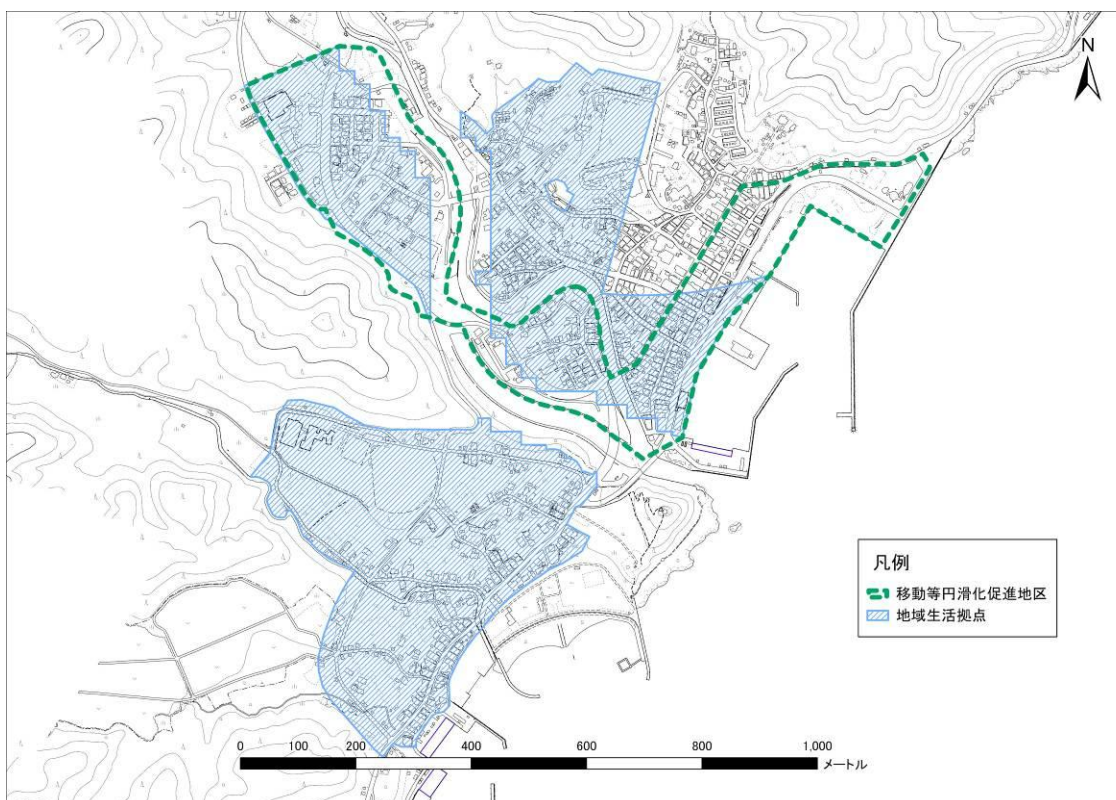
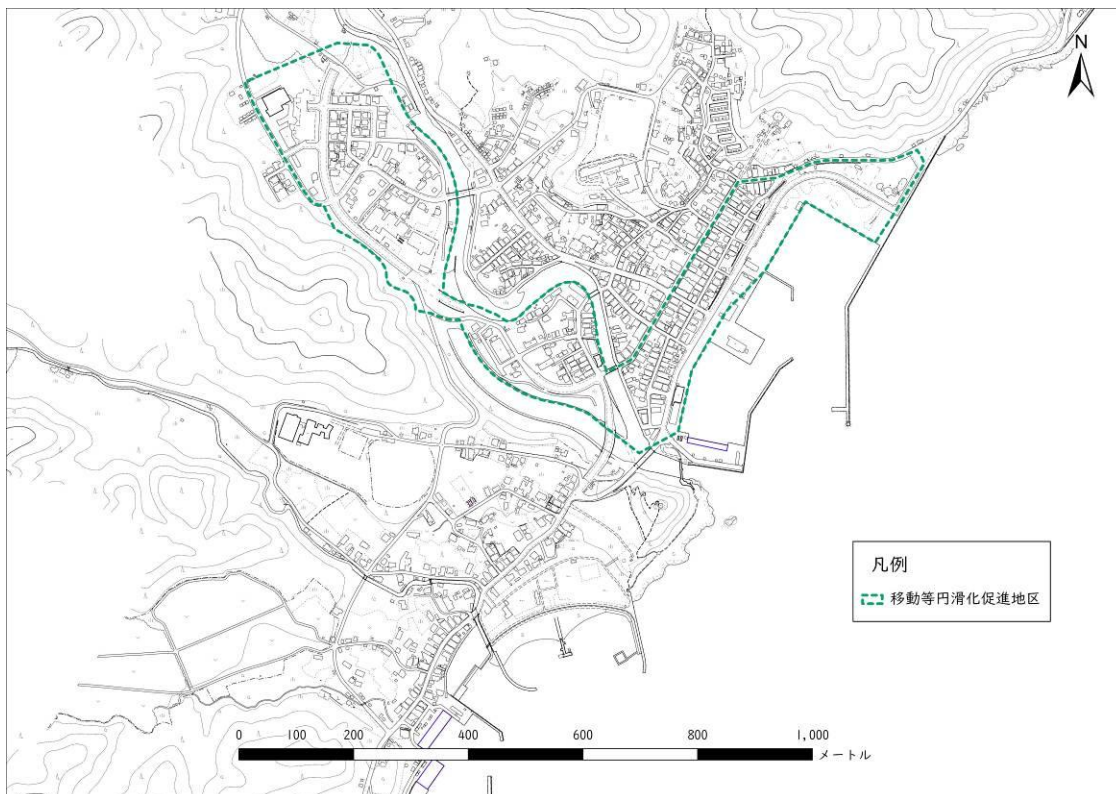
第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

川内地区



第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

脇野沢地区



第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

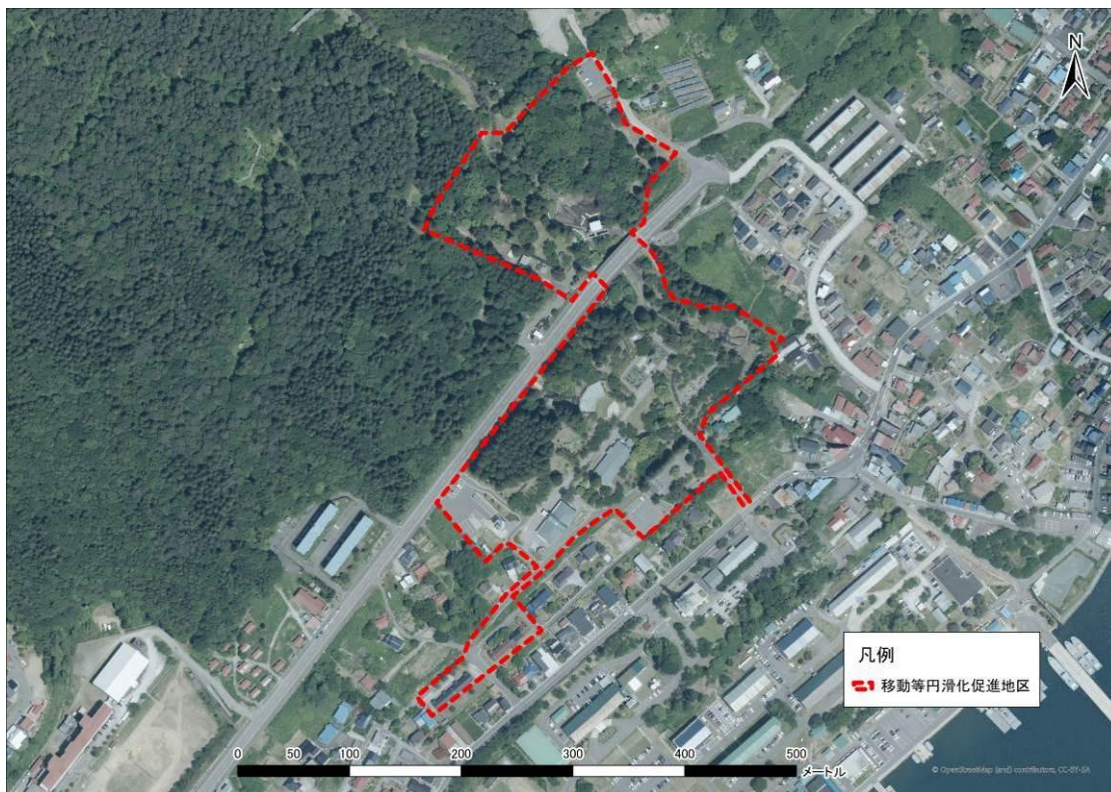
早掛沼公園エリア



早掛沼公園から望む釜臥山



北の防人大湊エリア



国指定重要文化財 旧大湊水源地水道施設「沈澄池堰堤」（改修前）



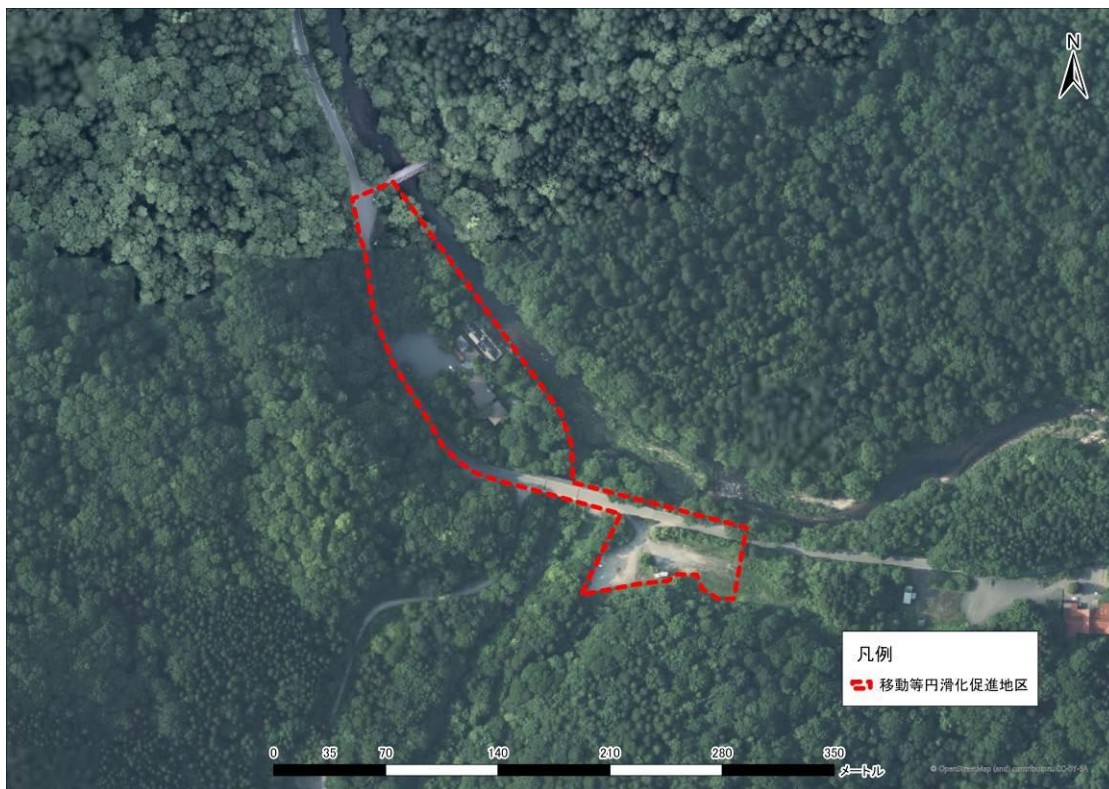
釜臥山展望台エリア



光のアゲハチョウ



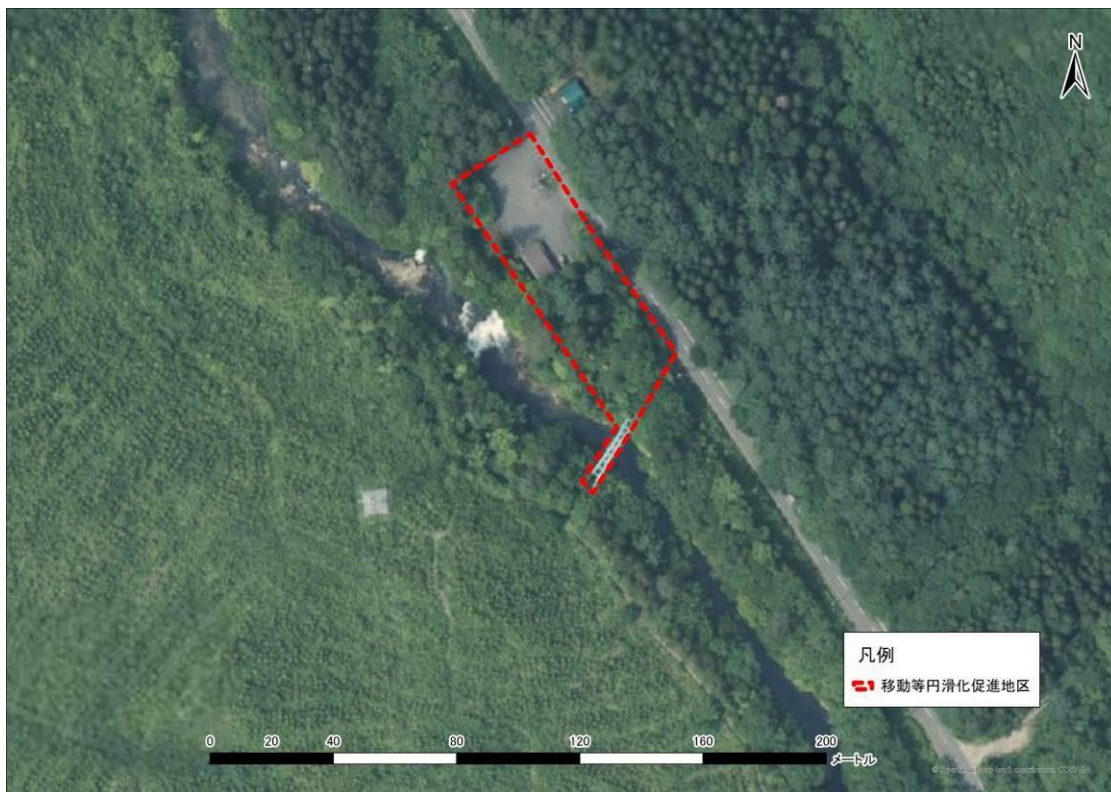
薬研エリア



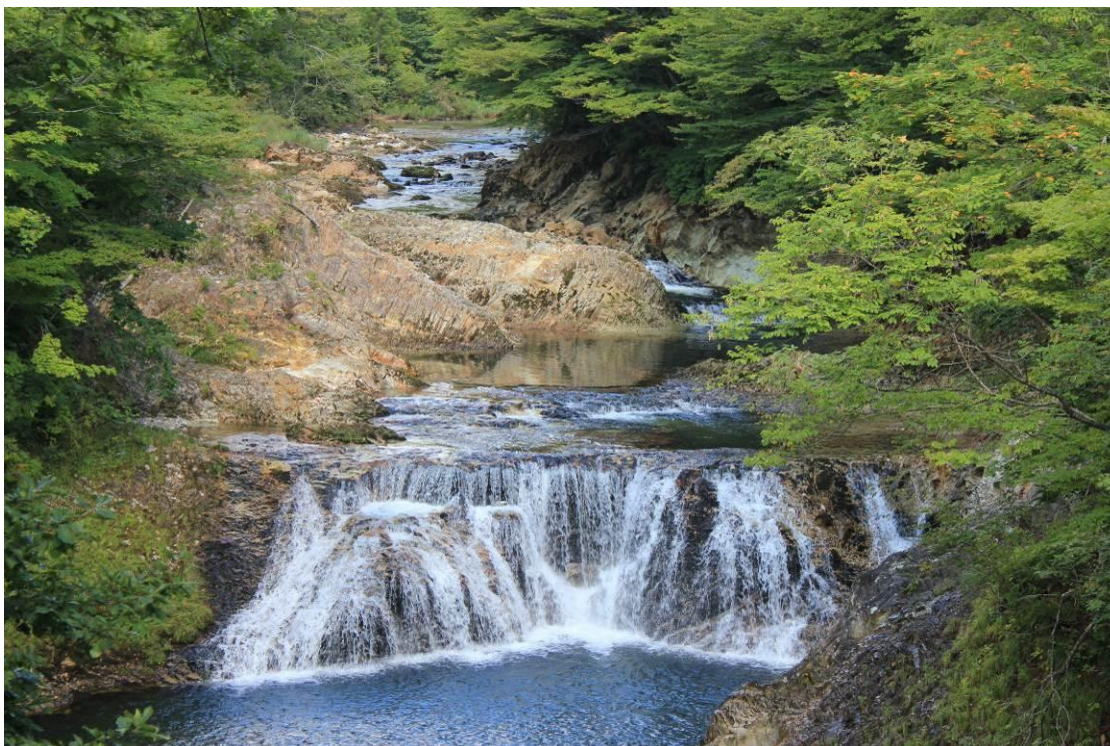
薬研溪谷



川内大滝エリア



川内大滝



3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

（1）生活関連施設について

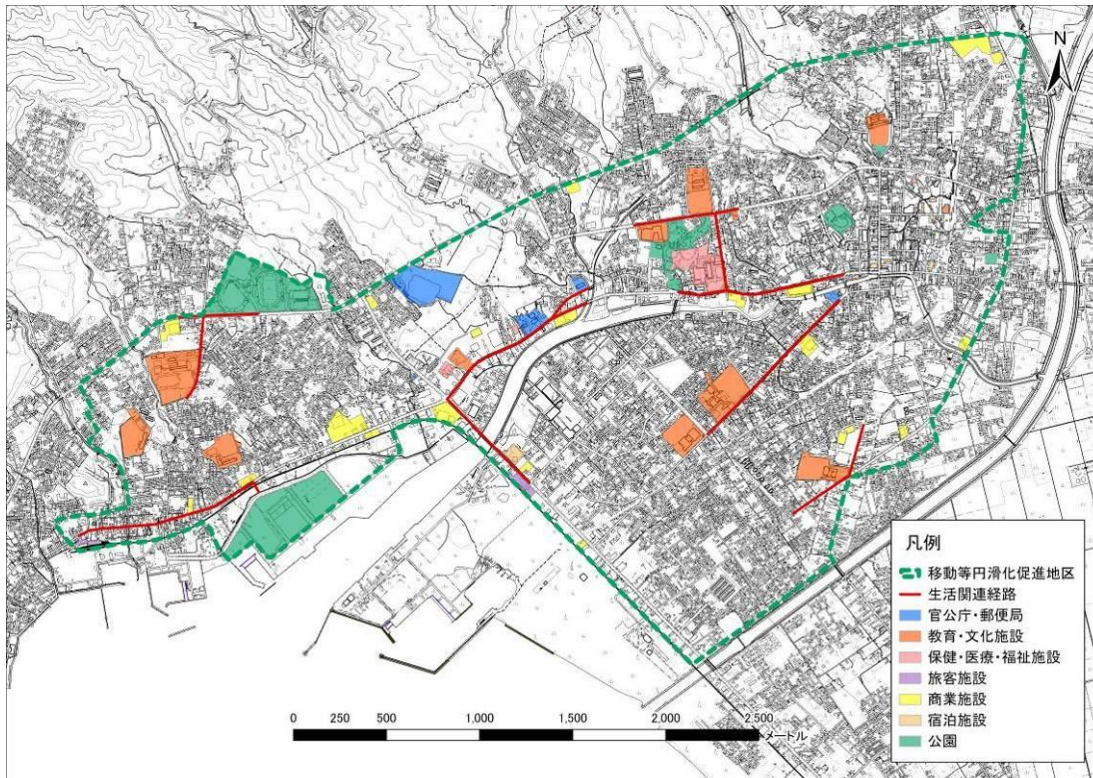
生活関連施設として、旅客施設、公共・公益施設、小、中学校、高校、大学等、病院、公園及び商業施設（床面積 2,000 m²以上となる特定建築物）を位置づけます。

（2）生活関連経路、一般交通用施設について

生活関連施設が道路と隣接し、生活関連施設の相互の距離がおおむね 300m 以内でつながる道路を生活関連経路として設定します。

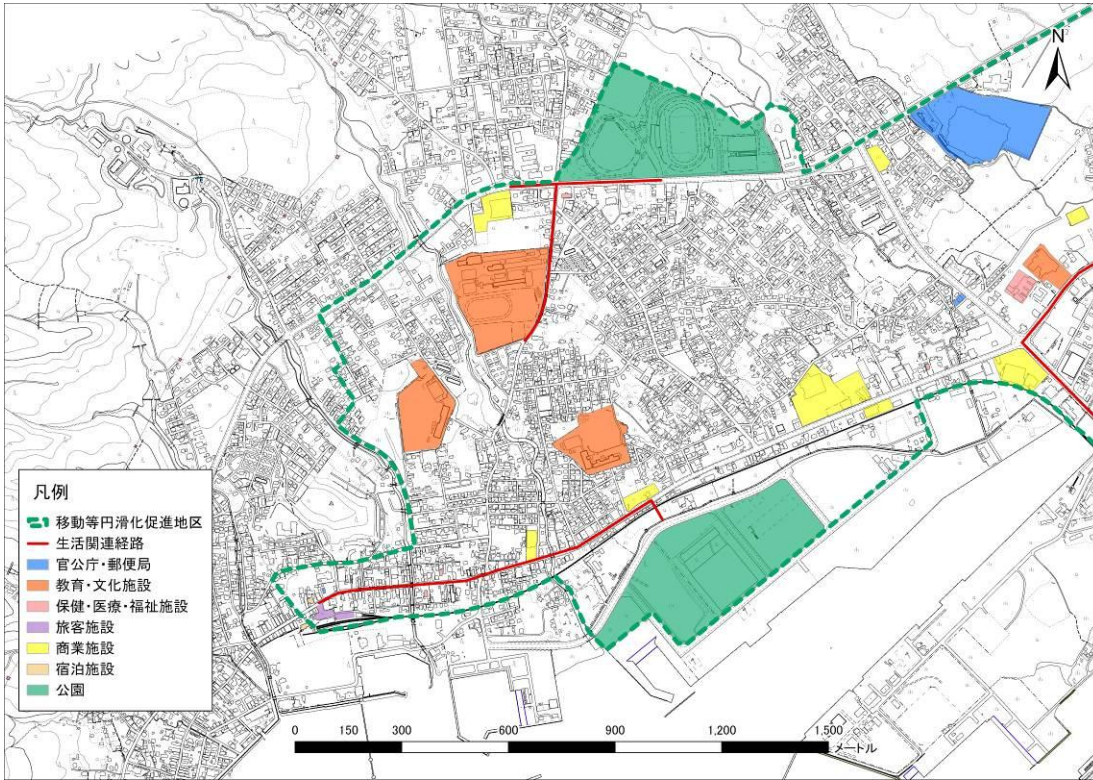
また、一般交通用施設は大湊駅前広場、下北駅前広場（本市の駅前広場は道路法に基づく道路ではありません。）とし、JR 大湊線の旅客施設と一体的にユニバーサルデザインの推進を図ります。

むつ地区

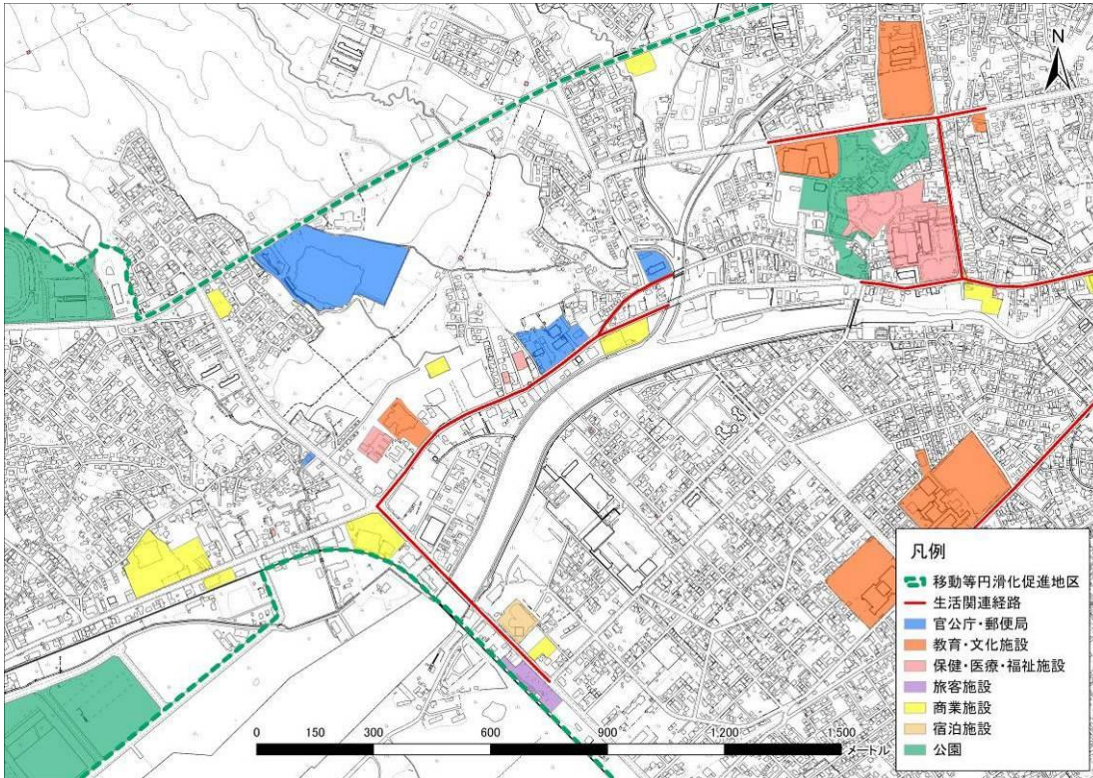


第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

むつ地区2

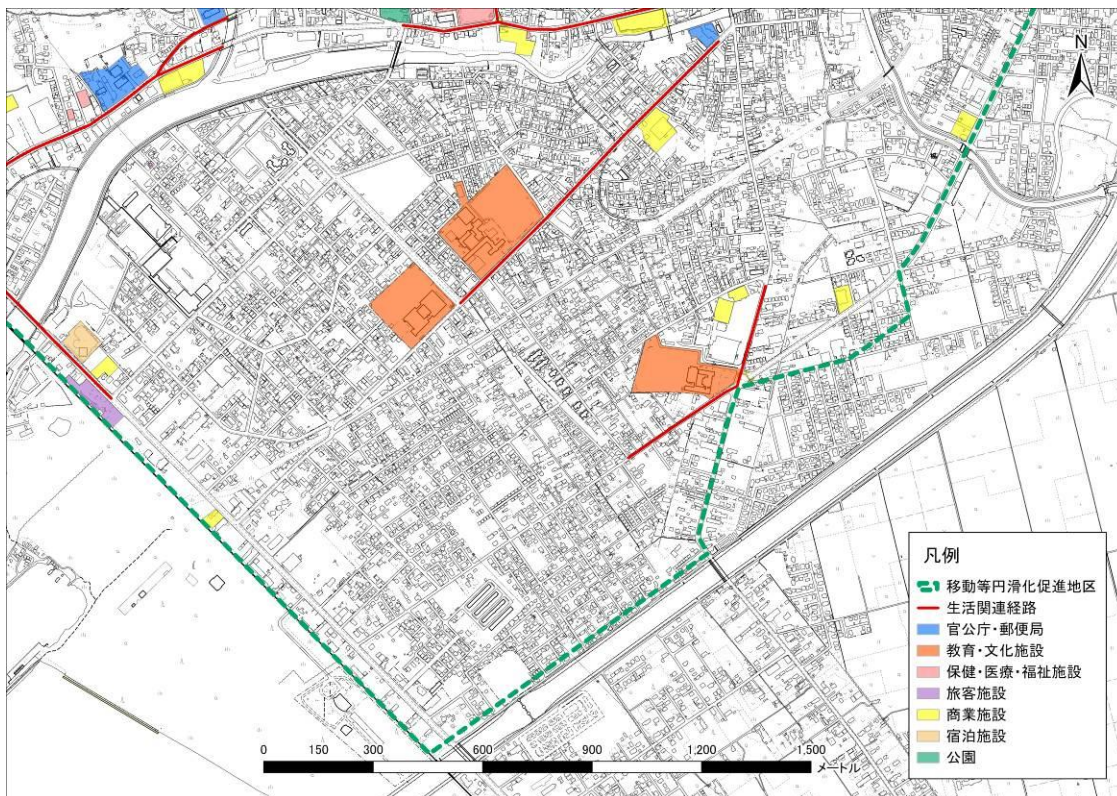


むつ地区3

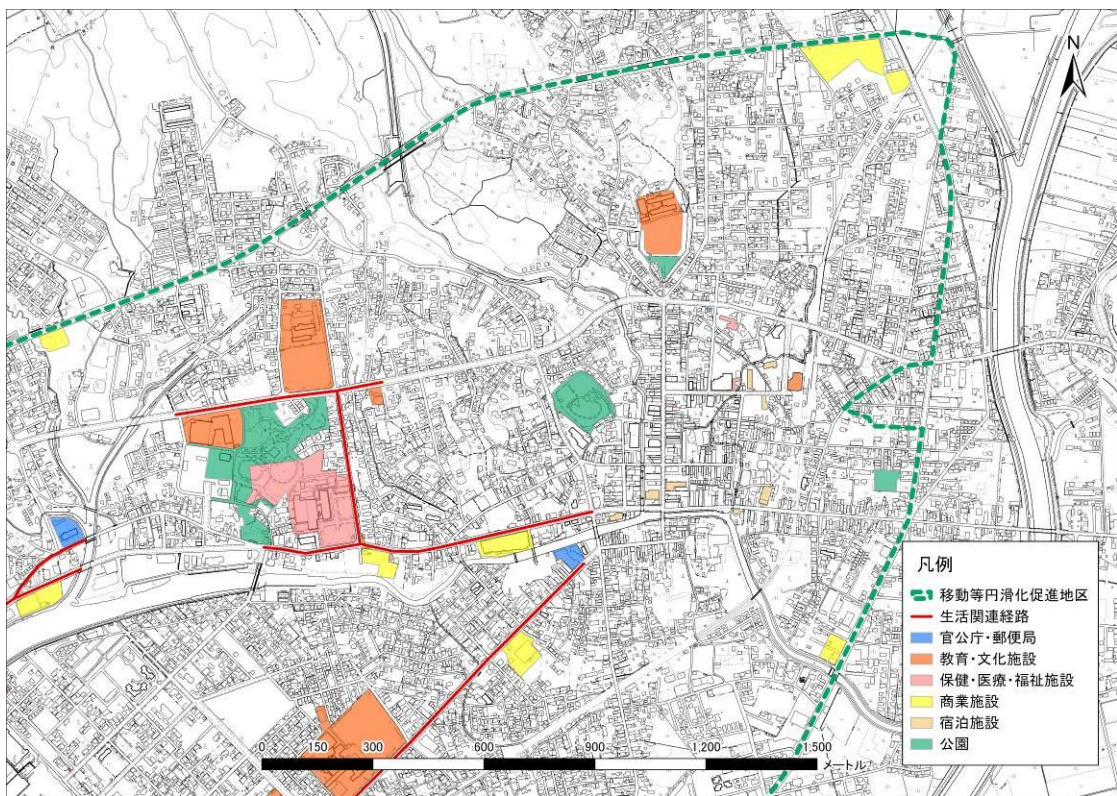


第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

むつ地区4

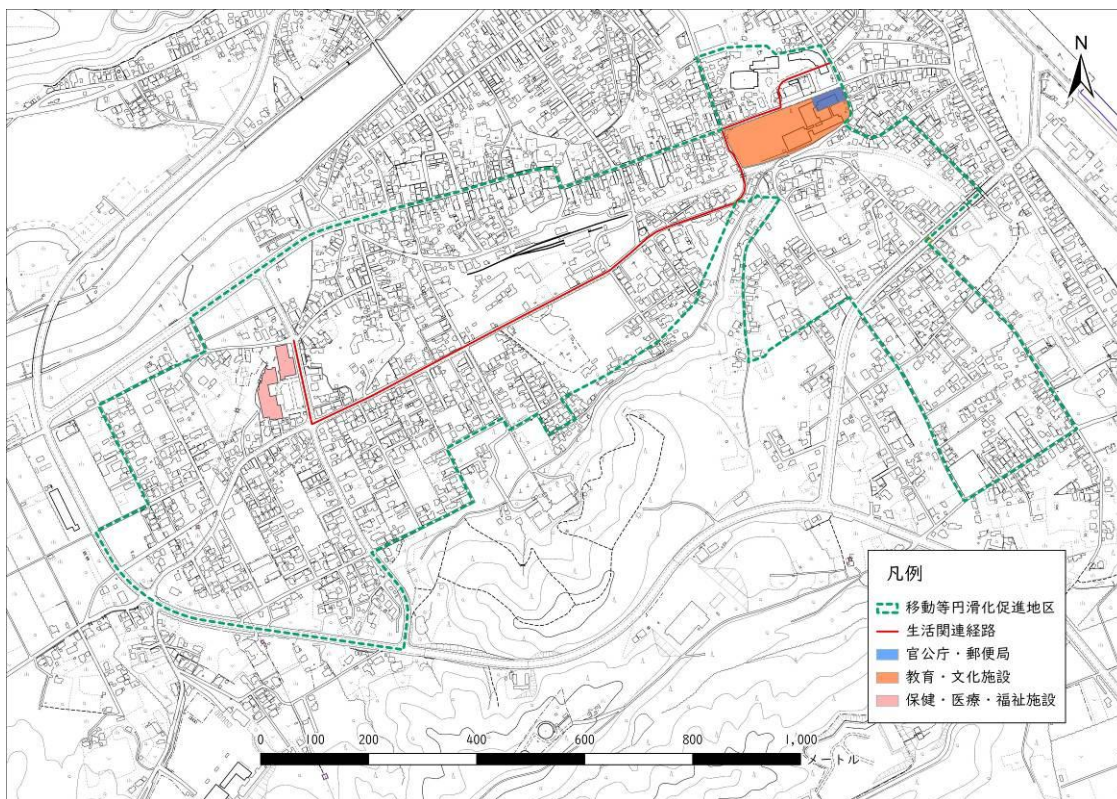


むつ地区5

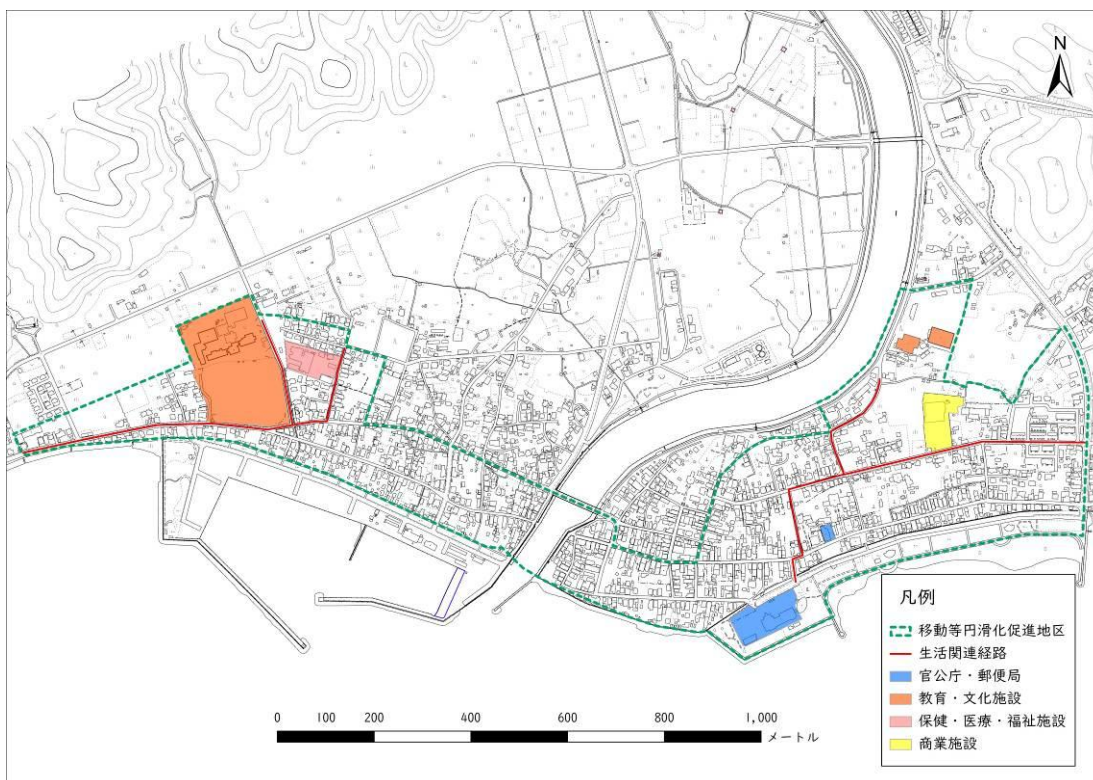


第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

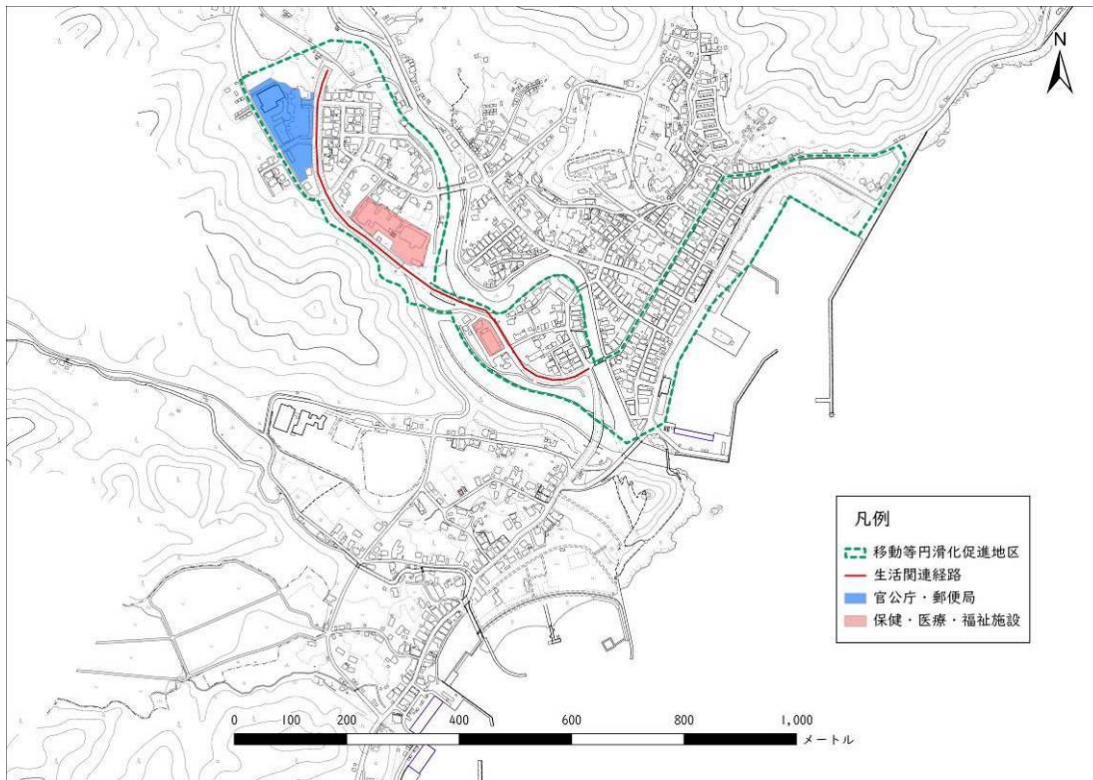
大畑地区



川内地区



脇野沢地区



(3) 生活関連施設及び生活関連経路等の移動円滑化の方針

- ① 歩道については、セミフラット型を基本として整備、改良を進めます。やむを得ずマウンドアップ型とするときは、乗り入れ口を連続しないようにし、すりつけ区間を長く取り、緩やかな勾配とします。
歩道には点字ブロックを線状に整備することとします。なお、歩道が整備できない場合は、ゾーン30プラス、1車線化や啓発活動などにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
積雪寒冷地の地区特性を踏まえ、周辺施設との連続性を考慮したロードヒーティングの整備について検討することとします。
- ② 建築物については、バリアフリー法に基づき床面積2,000㎡以上の特別特定建築物は建築物移動等円滑化基準として整備し、市の施設については、床面積にかかわらず建築物移動等円滑化誘導基準を採用することとします。なお、改築の場合は誘導基準を努力基準とします。

4 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び実施に関する者の協力の確保に関する事項（心のバリアフリーに関する事項）

【本事項は移動等円滑化促進地区だけでなく市全域を対象とします。】

移動等円滑化を図るためには、単に施設や経路のハード整備のみならず、「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的です。

そのため、移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割や重要性、その具体的な取組を次のとおりとします。

「心のバリアフリーの推進」

住民その他の関係者が、バリアが人々の意識や物的環境等により生じているという「社会モデル」の考え方を理解し、ハード整備のみならず、住民その他の関係者による理解や協力などにより市民がバリアフリー化の重要性や高齢者、障がい者等に対する理解を深めるための取組「心のバリアフリー」を推進します。

- 住民や生活関連施設の職員等の関係者が、困っている高齢者、障がい者等を手助けすることや、車両の優先席、車いす使用者用駐車施設等の移動等円滑化が図られた施設について高齢者、障がい者等が円滑に利用できるように配慮を求める啓蒙活動の実施
- 市や施設設置管理者等による児童、生徒、住民等に向けたユニバーサルデザインに関するセミナーの開催や広報活動の充実
- ユニバーサルデザインの推進に関する功績のあった市民、企業、団体に対する表彰等を行い、優れた取組の紹介や普及・啓発の促進
- 障がい者が利活用する用具や補助犬についての理解促進
- 放置自転車や安全な歩行空間を阻害する行為等への対策
- 高齢者、障がい者等が利用する車いす使用者用駐車施設やユニバーサルデザイントイレの利用についてのマナーの向上に関する啓発活動の推進
- ヘルプマーク、ヘルプカード、マタニティマーク等の普及を通じた、障がい者、高齢者、妊婦やこども連れの人等が抱える困難やそのニーズに対する理解を促進

5 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

（1）市実施のハード・ソフト事業におけるユニバーサルデザインの推進

市が行うハード整備においては建築物移動等円滑化誘導基準による施設整備を行うこととし、事業の基本構想、基本計画の段階からユニバーサルデザインを踏まえた設計を行います。またソフト事業として、市の業務やイベントにおいて、ユニバーサルデザインを取り入れることとします。

（2）市有施設のトイレのユニバーサルデザインの強化

① 建築物特定施設のトイレ「ユニバーサルトイレ」

【本事項は移動等円滑化促進地区だけでなく市全域を対象とします。】

市が整備する建築物のトイレについては、様々な方が利用するということを念頭に置き、選択肢を多くすることが、よりユニバーサルデザインとしたまちづくりにつながるため、「建築物移動等円滑化誘導基準」や「国土交通省：建築設計標準」の基準に基づき整備を図ります。

バリアフリー法における「車いす使用者用便房」について、むつ市UDプランにおいて、その名称を「ユニバーサルトイレ」とします。

なお、改修の場合、設計時にユニバーサルデザインについて検討し、可能な範囲でトイレの強化や代替となる機能の配置を図ることとします。

1. ユニバーサルトイレに配置される設備等

- 介護者の活動スペースの確保
- オストメイト対応設備
 - ◇ 荷物棚、汚物流し、鏡、汚物入れ
 - ◇ 可能な限り温水対応
- こども用おむつ交換台
- こども用シート
- ユニバーサルシート（大人用おむつ交換台）

2. 男女別トイレの便房に配置される設備

- 汚物入れ
- 男女ごとに1箇所以上の手すり
- 男女ごとに1箇所以上のこども用シート
- 男女ごとに1箇所以上のオストメイト対応便座

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

なお、大使用便器については洋式トイレを標準とし、アルコール消毒などによる清潔環境の確保を目指します。

ユニバーサルトイレや通常のトイレについては、ユニバーサルデザインの内容に応じたピクトサインを設置し、気兼ねなく利用しやすい環境整備を整えます。

② 特定公園施設のトイレ

【本事項は移動等円滑化促進地区だけでなく市全域を対象とします。】

1. オストメイト対応設備
 - 簡易型を標準とします
2. おむつ交換台
3. こども用シート

また、男女別の通常の便房については、1箇所以上の手すりを設置します。

（3）市が設置する駐車場のユニバーサルデザインの強化

【本事項は移動等円滑化促進地区だけでなく市全域を対象とします。】

図10は、主に車いすのマークで知られていますが、障がいのある方が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークで「国際シンボルマーク」と言われています。

駐車場において車いす使用者用駐車施設などと言われる場合がありますが、車いすの方だけでなく、障がい者の方が利用できる駐車場となります。



図10 国際シンボルマーク

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

図11は、2024年10月1日から青森県が実施している「青森県おもいやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」での優先駐車区画を表すピクトグラムとなります。

この制度では、青森県が「利用証」を交付することで、公共施設や商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車施設」及び「優先駐車区画」の適正利用の推進を行っています。

利用者は、車のルームミラーに「利用証」をかけるなどにより、「車いす使用者」、「障がい者、高齢者、妊産婦、こども連れ等」を外から見えるように掲示し、駐車施設の適正利用を行うこととなります。

市が設置する駐車場のユニバーサルデザインの強化

次のとおり、ユニバーサルデザインの強化を図ります。

- ① 市が整備する建築物特定施設における駐車場の車いす使用者用駐車施設は、建築物移動等円滑化誘導基準に基づく台数を設置し、国際シンボルマークを設置のうえ、区画全体を青色に塗装し、標識の設置を行います。
- ② 青森県おもいやり駐車場制度を活用（パーキング・パーミット制度）します。
- ③ 優先駐車区画数は、車いす使用者用駐車施設と同数とします。



図11 優先駐車区画マーク

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

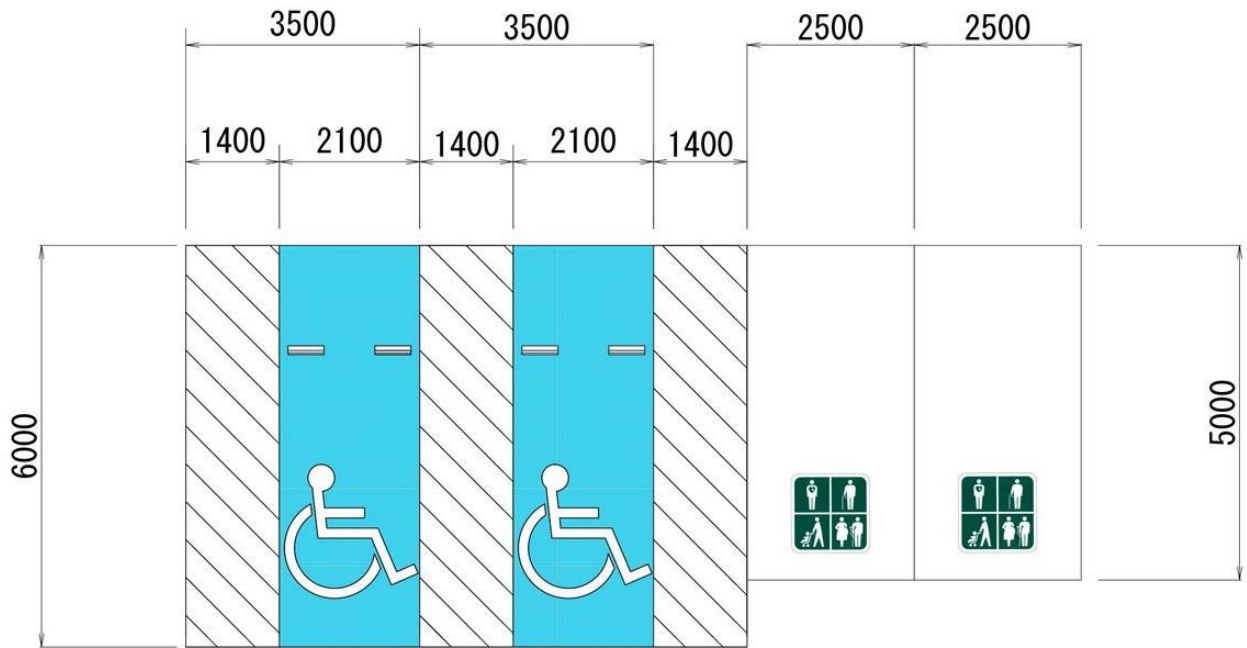


図 12 国際シンボルマークと優先駐車区画マークの併用イメージ

数値は表示以上とします。なお国際シンボルマークと優先区画の位置関係は現地の状況に合わせることにします。

また、後部ドアからの車いす使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置することにします。

なお、車いす使用者用駐車場の後部の奥行きについて 300cm 程度の乗降スペースの設置を検討することにします。

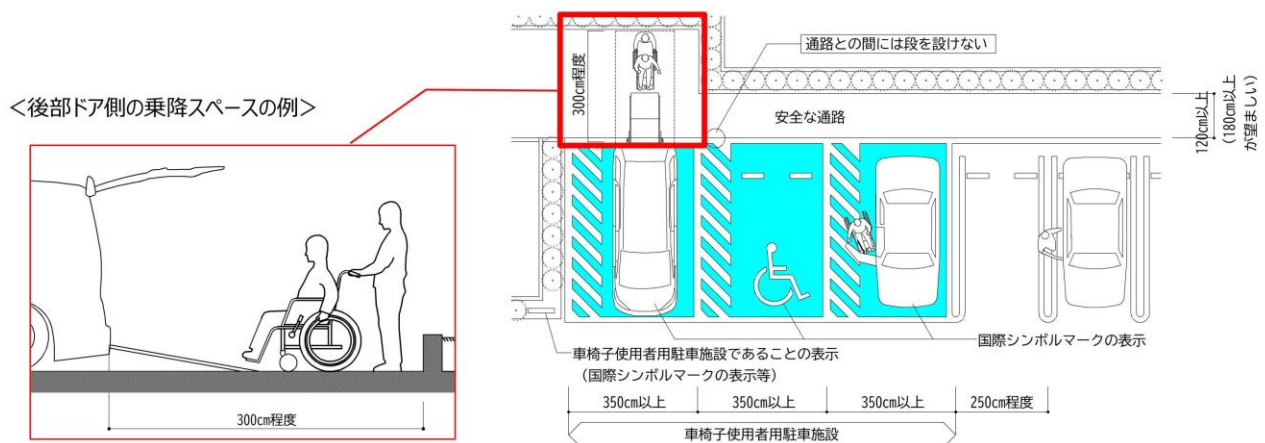


図 13 後部ドア側の乗降スペースのイメージ

6 行為の届出等に関する事項

バリアフリー法第24条の6により、移動等円滑化促進地区において、旅客施設（本市では鉄道施設となります。）の建設又は改良、道路の新設その他の行為であって、次の行為を行う公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに、市に届出をする必要があります。

市は届出を受けたとき、ユニバーサルデザインにおいて支障がある場合、修正を要請していきます。

- ① 生活関連施設の旅客施設：大湊駅前広場、下北駅前広場と接する部分の出入口、旅客施設内のバリアフリールート of 出入口
- ② 生活関連経路の道路：大湊駅前広場、下北駅前広場と接する部分の新設、改築又は修繕

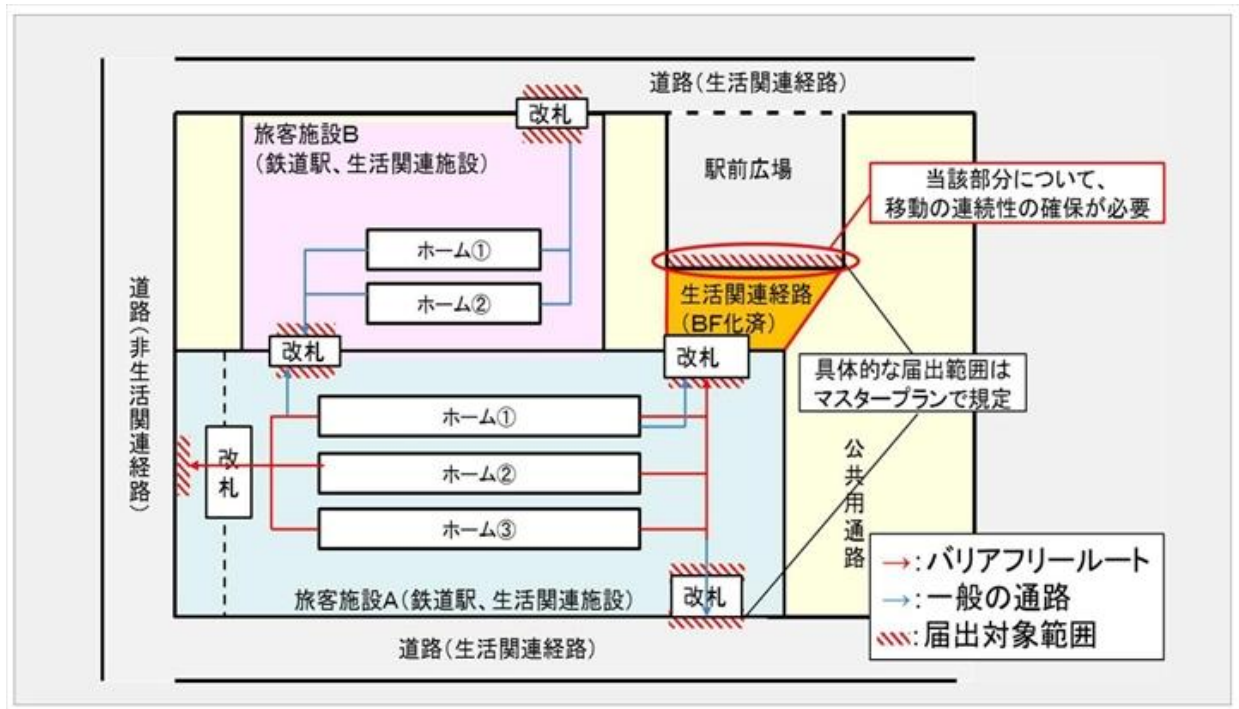


図 14 旅客施設、生活関連経路



7 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項


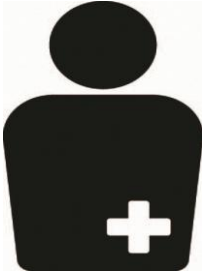

【本事項は移動等円滑化促進地区だけでなく市全域を対象とします。】



（1）心のバリアフリーの啓発に関する取組

市はユニバーサルデザインに関する情報発信を行います。




障がいなどに関するシンボルマークは様々あります。マークを周知し、抱える困難やニーズの理解促進、社会の責務として社会的障壁の解消を図ります。

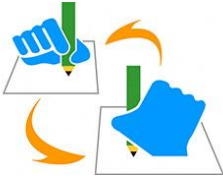


| 名 称 | 概 要 |
|---|---|
| <p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p>  | <p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> |
| <p>【耳マーク】</p>  | <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p> |

| 名 称 | 概 要 |
|--|--|
| <p>【ほじょ犬マーク】</p>  | <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬の同伴のみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p> |
| <p>【オストメイトマーク】</p>  | <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいがあること又はそのような方に配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p> |
| <p>【ハート・プラス マーク】</p>  | <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いします。</p> |



| 名 称 | 概 要 |
|---|---|
| <p>【障害者雇用支援マーク】</p>  | <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体等に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そのような企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々への明示となります。</p> |
| <p>【白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク】</p>  | <p>白杖（はくじょう）を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がい者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、進んでサポートをしましょう。</p> <p>※白杖で街かどを歩いている人を見かけたら、シグナルにかかわらず「声」をかけてあげることが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 介助が必要か声をかけましょう ◇ 交差点や駅などで視覚障がい者を見かけたら、安全な所まで誘導しましょう ◇ 交差点では「一緒に渡りましょうか」と声を掛けましょう ◇ バスの乗車位置、行き先、時刻について声掛けしましょう |

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

| 名 称 | 概 要 |
|--|---|
| <p>【身体障害者標識】</p>  | <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためにやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> |
| <p>【聴覚障害者標識】</p>  | <p>聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためにやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> |
| <p>【手話マーク】</p>  | <p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができ、役所、公共施設及び民間施設・交通機関の窓口及び店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p> |

| 名 称 | 概 要 |
|---|---|
| <p>【筆談マーク】</p>  | <p>耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができ、役所、公共施設、民間施設・交通機関の窓口及び店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p> |
| <p>【ヘルプマーク・ヘルプカード】</p>   | <p>援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプカードは、障がいのある方が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人達にお願いするためのカードです。</p> <p>ヘルプマークやヘルプカードを身につけた方を見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p> <p>市の総合福祉課および分庁舎の市民生活課又は総合課窓口で配布しています。</p> |

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

| 名称 | 概要 |
|--|---|
| <p>【コミュニケーションボード】</p>  | <p>支援（お手伝い）をしてほしいことを伝えるのが困難な場合や、話し言葉でのコミュニケーションが困難な場合に、代わりとなるツールを用意することで、問題の改善を図ります。</p> <p>本市では、選挙の投票所で、投票支援カードやコミュニケーションボードを活用し、環境の整備を行っています。</p> |
| <p>【カームダウン・クールダウン】</p>  | <p>イベントや人が多く集まるところでは、人混み、音、光などの環境によって、不安や恐怖等を感じ、パニックを起こす方もいます。</p> <p>そうした方々が、心身を落ち着かせるための避難所、休憩所の事を「カームダウン・クールダウンスペース」といいます。</p> <p>大阪・関西万博にも設置されるなど公共施設、教育施設、福祉施設、交通機関への導入が広がっています。</p> |

（2）ユニバーサルデザインのまちの整備

【本事項は移動等円滑化促進地区だけでなく市全域を対象とします。】

ユニバーサルデザインのまちの整備内容は、今後の社会的要請や、市民の皆様からの要望、財政事情により変化していくものと考えています。

随時、状況を踏まえながら、おつ市UDプラン、バリアフリーマスタープランを変更していきます。

こどもまんなかまちづくり

① マタニティマークの活用

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにも大切な時期ですが、外見からは見分けがつかないため「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。

そのため国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、2006年3月10日に「マタニティマーク」を発表しました。

本市は、車いす利用者用駐車施設や優先駐車区画において、マタニティマークを併用するなど、ユニバーサルデザインを推進します。



図 15 マタニティマーク



図 16 市本庁舎駐車場

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

② こどもから見たユニバーサルデザインのまちづくり

近年、都市公園ストックの再編として、金谷公園を拠点として大型遊具をそろえ、その他の児童公園では、ブランコと滑り台をベースとした整備を行い、こどもたちが笑顔で過ごせるまちづくりを行ってきました。

しかしながら、金谷公園に歩いて行くことができない、他学区のため、親同伴でなければ遊べないなど、こどもの遊ぶ環境としてユニバーサルデザインが図られていない状況が見えてきました。

そこで、むつ市立地適正化計画における居住誘導区域又は地域生活拠点と小学校の立地状況をベースに、都市公園の広さを踏まえながら、大型複合遊具、インクルーシブ遊具、ブランコ、滑り台等の整備を進め、こどもから見たユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

（3）移動等円滑化基本構想の策定（ユニバーサルデザインの重点的な整備地区）

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域となる重点整備地区（バリアフリー法第2条第24号）及び重点整備地区における移動等円滑化基本構想（バリアフリー法第25条第1項）は、民間及び公共事業との連携において必要に応じて定めることとします。

なお、重点整備地区は移動等円滑化促進区域内において定めることとします。

また、移動等円滑化基本構想を策定する場合、行政、民間事業者、障がい者、関係者、市民による協議会を設立し、バリアフリーワークショップやまち歩き等を行い、障がい者や様々な方の視点に立った設計を行うこととします（基本構想策定以外でも実施することができます）。



図 17 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

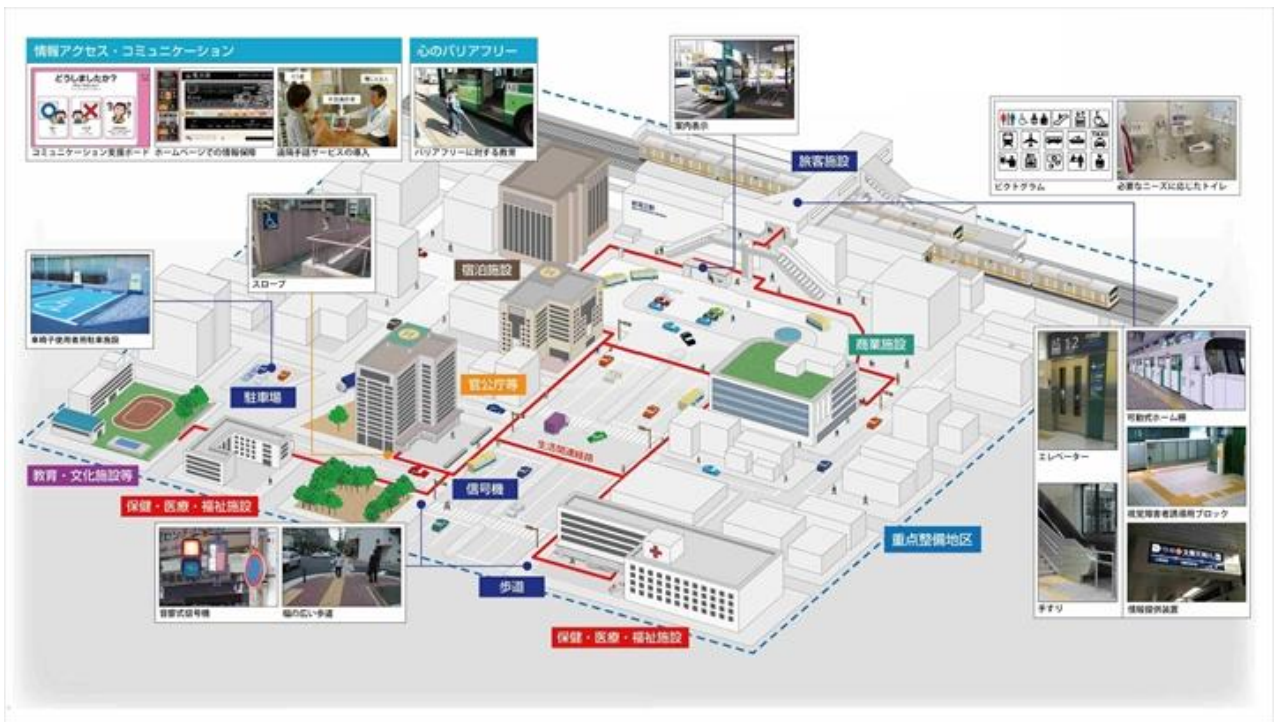


図 18 重点整備地区イメージ（基本構想対象地区）



図 19 重点整備地区イメージ（小さなエリア）

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

① 教育啓発特定事業

令和2年のバリアフリー法改正において、基本構想（法第25条第1項）を作成するとき、市町村等は「教育啓発特定事業」を同時に策定する必要があるとされました。

「教育啓発特定事業」では、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業を具体的に位置づけ実施していくこととなります。

「教育啓発特定事業」の実施主体は、基本構想を作成する市町村又はハード整備事業等を実施する施設設置管理者ですが、これらの事業主体以外であっても、障がい当事者団体、社会福祉協議会、障がいのある人への支援等に関わる社会福祉法人やボランティア団体、地域で支援活動を行うNPO法人や、学校連携教育事業の場合は学校等、理解協力啓発事業の場合は関係事業者や施設利用者（地域住民を含む）等のさまざまな関係者と、お互いに連携しながら事業を進めることが重要です。また、市町村が実施主体となる場合には、まちづくり部局、福祉部局、学校連携教育事業の場合は教育部局等の多様な部局が連携して事業を実施する必要があります。

② その他の特定事業

関係する事業者等は、教育啓発特定事業のほか、基本構想が策定されたとき、次の事業を実施するための計画を策定する必要があります。

- 公共交通特定事業
- 道路特定事業
- 路外駐車場特定事業
- 都市公園特定事業
- 建築物特定事業
- 交通安全特定事業

8 提案制度

バリアフリー法第24条の5第1項及び第27条第1項より、住民等は市に対し、バリアフリーマスタープラン又は基本構想の素案を提示することにより、バリアフリーマスタープラン又は基本構想の作成、変更を提案することができます。

また、むつ市UDプランの変更も提案することができることとします。

市は提案を受けたときは、むつ市UDプラン、バリアフリーマスタープラン又は基本構想の作成等の必要性を判断する機会と捉え、積極的な検討を行うとともに、当該提案に基づき、マスタープラン又は基本構想の作成等の要否について、遅滞なく公表することとします。

なお、作成等をしない場合は、その理由を明らかにすることとします。

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

提案にあたって、市のまちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進やマスタープラン、基本構想、都市、地域の基本的な情報とともに、提案として求める素案のイメージを、住民に対して分かりやすく周知することが求められます。

住民提案制度を活用して、ユニバーサルデザインをより推進するため、事前相談等をはじめ、素案作成の時点から住民提案を受けた後の検討のプロセスまで、市が適切な支援・対応を行うことが望まれます。

なお、提案制度の窓口は都市計画課となります。

市が取り組むべき体制の整備や検討方法等のポイント

① バリアフリーマスタープラン、基本構想の提案素案について

提案するバリアフリーマスタープラン、基本構想の素案には、次の事項を記載することとします。

- 生活関連施設
- 生活関連施設をつなぐルート（どのようなルートを使うか）
- どのように改善したほうが良いか
- 市と連携して取り組む心のバリアフリーに関すること

住民等が作成する素案について、どのような形式であれ、市が提案の意図を受け止めていくことが重要です。同時に、住民等の提案を市に伝える際、口頭で要望を伝えるのではなく、提案内容を記載したものを市に提出し、お互いに考えを理解していく必要があります。

② 住民提案制度の周知について

住民提案を促すため、提案の受理の流れ、計画への反映過程、計画作成後の動きまで、住民提案制度について継続的な周知を図ります。

● 住民提案への支援について

住民提案を支援するため、下記①～③の体制づくりを行います。

- ①素案作成のための提案者への支援（事前相談、提案に必要な情報提供）
- ②市民提案を受けた際の手続きの仕組み・プロセス、担当部署、検討体制の明確化
- ③市民同士、事業者、行政等の相互理解を促す仕組み・工夫（意見交換会やワークショップ（まちあるき点検）等）

9 普及啓発活動

ユニバーサルデザインを推進していくためには、課題などについて、共通認識を持つことが重要です。

そのため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発活動を展開します。市のホームページ、広報誌、SNS等による広報活動や、アンケートの実施などによる意見を把握し、変化を続ける課題に対応するため、むつ市UDプラン、バリアフリーマスタープランの更新を図ります。

10 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項（ユニバーサルデザインの進捗状況に関する事項）

市有施設のユニバーサルデザイン化の進捗状況を把握し、ユニバーサルデザイン化の取組を促進させます。

ユニバーサルデザイン化率の状況の把握

むつ市UDプラン策定時における、市有施設のユニバーサルデザイン化率は、全項目396のうち179がユニバーサルデザイン化され45.2%となっています。

また、移動等円滑化促進地区では、全項目267のうち136がユニバーサルデザイン化され50.9%となっています。（各施設の詳細は巻末資料「2. むつ市の現況」を参照）

① 都市公園

| | 園路 | 車いす利用者用便房 | | | 車いす利用者用駐車施設 |
|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| | | | オストメイト | 乳幼児設備 | |
| ユニバーサルデザイン化率 | 55.6% 5/9 | 44.4% 8/18 | 50.0% 9/18 | 44.4% 8/18 | 55.6% 5/9 |
| ユニバーサルデザイン化率 | 80.0% 4/5 | 36.4% 4/11 | 36.4% 4/11 | 36.4% 4/11 | 60.0% 3/5 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 47.2% | 34/72 | |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 44.2% | 19/43 | |

第14章 移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

② むつ市の公共施設

| | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|--------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 各階への設置 | オストメイト | 乳幼児設備 | | | |
| ユニバーサルデザイン化率 | 58.8% 10/17 | 75.0% 30/40 | 33.3% 4/12 | 17.5% 7/40 | 43.9% 18/41 | 88.5% 23/26 | 46.7% 21/45 |
| ユニバーサルデザイン化率 | 53.3% 8/15 | 76.7% 23/30 | 30.8% 4/13 | 35.5% 11/31 | 55.2% 16/29 | 95.0% 19/20 | 56.3% 18/32 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 51.1% | 113/221 | | | |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 58.2% | 99/170 | | | |

③ 小中学校

| | エレベーター | 車いす使用者用便房 | | | | スロープ | 車いす使用者用駐車施設 |
|--------------|---------------|----------------|------------|---------------|---|----------------|-------------|
| | | オストメイト | 各階への設置 | 設置状況 | | | |
| ユニバーサルデザイン化率 | 37.5% 6/16 | 61.1% 11/18 | 0% 0/18 | 12.5% 2/16 | — | 76.5% 13/17 | 0% 0/18 |
| ユニバーサルデザイン化率 | 25.0% 3/9 | 77.8% 7/9 | 0% 0/9 | 11.1% 1/9 | — | 77.8% 7/9 | 0% 0/9 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 31.1% | 32/103 | | | |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 33.3% | 18/54 | | | |

④ 合計

| | 都市公園 | 市公共施設 | 小中学校 |
|--------------|----------------|------------------|------------------|
| ユニバーサルデザイン化率 | 47.2% 34/72 | 51.1% 113/221 | 31.1% 32/103 |
| ユニバーサルデザイン化率 | 44.2% 19/43 | 58.2% 99/170 | 33.3% 18/54 |
| UDプラン対象区域内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 45.2% 179/396 |
| 移動等円滑化促進地区内 | | ユニバーサルデザイン化率 | 50.9% 136/267 |

2026年3月策定
むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン
むつ市まちづくり推進部都市計画課